

東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス 募集要領

平成29年3月9日

電力広域的運営推進機関

本募集要領で使用する用語は、特に定義しない限り、電気事業法その他の関係法令並びに電力広域的運営推進機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針における用語と同一の意味を有するものいたします。

目 次

1	電源接続案件募集プロセスの概要	1
2	電源接続案件募集プロセスの流れ	6
3	工事費負担金について	23
4	工事費負担金補償契約について	27
5	辞退の手続について	28
6	その他	29

- (別紙 1) 対象設備、対策工事内容
- (別紙 2) 募集対象エリア
- (別紙 3) 電源接続案件募集プロセスの流れ
- (別紙 4) 提出・問合せ先（窓口）
- (別紙 5) 入札対象工事实施後における募集対象エリアの空容量マッピング
- (別紙 6) 入札・系統連系順位等に関する補足
- (別紙 7) 電源接続案件募集プロセスにおける系統連系順位の決定
及び工事費負担金算定イメージ（例示）
- (別紙 8) 応募容量が募集容量を超過した場合の入札方法について
- (別紙 9) 入札の成立条件を満たさない場合における対応について

- (参考 1) 東北北部における系統状況変化について〔東北電力株式会社HPより〕
- (別添資料 1) 東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスと協調した
暫定的な対策による早期連系の取扱いについて〔東北電力株式会社〕

- (様式 1) 応募申込書
- (様式 2-1) 接続検討継続意思確認書（接続検討の継続を希望する場合）
- (様式 2-2) 接続検討継続意思確認書（接続検討の継続を希望しない場合）
- (様式 3-1) 入札書
- (様式 3-2) 入札申込書
- (様式 4-1) 共同負担意思確認書（共同負担の意思がある場合）
- (様式 4-2) 共同負担意思確認書（共同負担の意思がない場合）
- (様式 5) 辞退書

1 電源接続案件募集プロセスの概要

- ・電力広域的運営推進機関（以下「本機関」といいます。）は、平成28年10月13日に東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス（以下「本プロセス」といいます。）を開始いたしました。

つきまして、本募集要領により、次のとおり、当該エリアにおいて連系等を行うにあたり必要となる設備対策を他の系統連系希望者と共用して連系等を希望する発電設備等を入札により募集します。

1. 1 入札対象工事の概要

(1) 対象設備及び対策工事内容（別紙1参照）

秋田地区から西仙台変電所までの500kVルート構築^{※1}

- ※1 東北電力株式会社（以下「東北電力」といいます。）の送電系統においては、これまでの発電設備等の系統連系の申込みにより、東北地方の北部と南部を接続する基幹送電線に熱容量超過が見込まれており、その影響により北部全体が系統制約エリアとなっております。（参考1）

本プロセスでは、北部と南部を接続する新たな500kV送電ルートを構築することにより、この制約の解消を図る予定です。なお、本対策工事を含む系統はループ系統となっていることから、発電設備等の連系地点等により連系可能量が変化するため、募集要領の公表時点では確定した入札対象工事費及び募集する容量を提示することは困難です。このため、経済産業省の第8回系統ワーキンググループ（平成28年10月14日）において提示された接続契約申込書が提出済であるが送電系統の容量が未確保の案件（約280万kW）に基づき、熱容量面のみから簡易的な検討^{※2}を行った上で、系統連系希望者の受容性が高いと想定される対策工事を選定するとともに、概要のみを提示いたします。

なお、詳細検討を経た工事費用等については、系統連系希望者による応募後の接続検討（第2段階）回答、及び入札後の再接続検討回答においてお知らせします。

- ※2 熱容量面以外の技術要件（系統安定度面、短絡容量面等）を検討の結果、対策工事の結果として連系可能となる容量が、本募集要領に記載の内容よりも減少する場合があります。

(2) 入札対象工事費（概算額）

約4～5万円／kW（税抜）^{※1 ※3 ※4}

- ※3 基幹系統の増強工事となることから、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（平成27年11月6日、資源エネルギー庁。以下「費用負担ガイドライン」といいます。）における費用負担ルール（以下「新費用負担ルール」といいます。）に基づき、全て一般負担^{※5}となります。

- ※4 費用負担ガイドライン公表前の費用負担ルール（以下「旧負担ルール」といいます。）においては、FIT電源の場合、原則として、工事費全額が特定負担となります。

※5 一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」と判断される基準額として本機関が指定する額（以下「一般負担の上限額」といいます。）を超過する額については、特定負担となります（別紙7参照）。

(3) 工事完了予定時期

本プロセス完了時から約11年後（平成41年度目途）※1※6※7

※6 本プロセスが後記1.4のとおり順調に進むとともに、速やかに諸契約が締結され、本プロセス完了の1か月後（平成30年10月）に工事着手できた場合の予定時期となります。

なお、実際の工事完了時期は、募集スケジュール、対策工事に伴う現地調査・用地交渉・作業停止調整等により、当初の予定から変動する可能性があります。

※7 本対策工事が長期に及ぶことから、本プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者である東北電力において、本プロセスと協調して、早期に連系可能となる暫定的な対策を実施します（別添資料1参照）。

1.2 募集する容量

約280万kW※1※2

1.3 募集する電源

- ・募集対象エリア内（別紙2参照）において、高圧又は特別高圧の送電系統に連系して電力を流入する発電設備等※8

※8 同一事業地における50kW以上の設備を50kW未満の設備に分割したFIT電源を含みます。

1. 4 電源接続案件募集プロセススケジュール^{※9}

平成28年10月13日	・本プロセスの開始・公表
平成29年3月9日	・募集要領の公表
平成29年3月13日	・応募の受付開始
平成29年3月23日 ～3月30日	・説明会の開催 青森市: 3月23日(木) 盛岡市: 3月29日(水) 秋田市: 3月30日(木) 仙台市: 3月28日(火)
平成29年4月21日	・応募の受付締切(検討料入金期限: 4月28日) ・応募書類の内容確認
平成29年5月1日	・接続検討の開始
平成29年6月下旬頃	・接続検討(第1段階)結果の回答
平成29年7月上旬頃 ～8月上旬頃	・プロセス参加(接続検討)継続の意思確認
平成30年1月下旬頃	・接続検討(第2段階)結果の回答 ・入札の受付開始
平成30年2月下旬頃 ～3月下旬頃	・入札の受付締切 ・第1次保証金の振込期限(開札日の2営業日前まで) ・開札(優先系統連系希望者の決定) ・再接続検討の開始
平成30年7月下旬頃	・再接続検討結果の回答
平成30年8月上旬頃 ～9月下旬頃	・再接続検討の結果を踏まえた共同負担意思の確認 ・第2次保証金の振込期限 ・工事費負担金補償契約の締結 ・本プロセスの完了 ・本プロセスの結果公表

※9 スケジュールについては、応募の状況等により変更となる場合があります。

[プロセス期間短縮等に向けた取組み]

- ・本プロセスは、対象エリアが広範囲であり多数の系統連系希望者がいること及び対策工事がループ系統となっている地内基幹送電線であること等から、標準的な電源接続案件募集プロセスに比べて期間を要することが判明しています。
- ・そのため、次の取組みによりプロセス期間の短縮等を図ります。
 - a 入札対象工事について、概要段階で募集を開始すること。
(応募容量を踏まえたループ系統となっている地内基幹送電線の対策検討等に早期着手するため)
 - b 接続検討の回答について、2段階制とすること。
(第1段階回答を踏まえた早期の事業性判断及び接続検討回答の精度向上のため)

1. 5 留意事項

(1) 概要段階での募集について

- ・本プロセスは期間短縮を志向して、前記「1. 4 電源接続案件募集プロセススケジュール [プロセス期間短縮等に向けた取組み]」に記載のとおり、入札対象工事の詳細設計までは行わずに概ね増強規模が把握できる内容（概要段階）で募集開始としております。
そのため、入札対象工事の詳細については、入札案内時にお知らせします。

(2) その他

- ・発電設備等の連系等には入札対象工事以外の対策工事も必要となりますので、入札対象工事以外の対策工事の工事費負担金や工期^{※10}等にご留意ください。（工事費負担金については後記3参照）
なお、入札対象工事实施後における募集対象エリアの66kV以下^{※11}の送電系統の状況について別紙5に示しますので、入札対象工事以外の対策工事の必要性を推察する資料として応募を検討する際にご活用ください。
- ・応募状況や入札結果を踏まえて発電設備等の連系等に必要となる対策工事の工事費負担金概算や工期^{※10}等は、接続検討（第2段階）及び再接続検討の回答においてお知らせします。
- ・本プロセスの応募者が、本募集要領に定める手続等に違反した場合又は同プロセスの公平性もしくは透明性を阻害する行為等を行った場合は、原則として、当該応募者は本プロセスを辞退したのものとして取り扱います。なお、辞退したものとして取り扱われる場合、当該応募者が行った全ての行為（接続検討申込み、申込み済みの契約申込み及びFIT法に係る告示に規定する接続申込み（以下「契約申込み等」といいます。）、応募、入札等）は無効となります。

※10 本プロセスにおいては、入札対象工事以外の対策工事の輻輳が予想されることから、入札対象工事以外の対策工事の工期が長期間に及ぶ可能性があります。

なお、入札対象工事以外の対策工事の工期については、接続検討（第2段階）回答及び再接続検討回答においてお知らせします。

※11 154kV以上の送電系統はループ系統のため、現時点において入札対象工事以外の対策工事の必要性を推察する資料を示すことができません。接続検討（第1段階）の回答において、154kV以上の入札対象工事以外の対策工事の工事費概要等をお知らせします。

1. 6 電源接続案件募集プロセスの運営

- ・本機関は、本プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者である東北電力と協力し、本プロセスを実施いたします（別紙3参照）。そのため、本プロセスにおける応募や入札等の窓口、資料の発送元等が東北電力となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・応募者から受領した資料は、本プロセスの遂行及び本プロセス完了後の系統アクセス業務（東北電力において実施予定の「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスと協調した暫定的な対策による早期連系の取扱いについて」を含む）以外の目的で使用いたしません。また、同資料については、本プロセスの成立・不成立にかかわらず返却いたしません。

2 電源接続案件募集プロセスの流れ

2. 1 応募の申込み（接続検討の申込み）

(1) 応募申込書の提出

a 提出書類

- ・応募申込書（様式1）
- ・添付書類（後記2. 1（2）参照）

b 提出先

- ・東北電力の窓口へ提出してください。（別紙4参照）

c 提出方法

- ・応募書類を持参又は郵送にて提出してください。ただし、郵送の場合、簡易書留等の配達記録が残る方法にて提出してください。応募書類を受領いたしましたら、東北電力から受付番号を記載した写しを返送いたします。

d 応募期間

- ・応募期間：平成29年3月13日（月）～平成29年4月21日（金）
（郵送の場合、平成29年4月21日（金）必着）
- ・受付時間：午前9時～午前12時及び午後1時～午後5時
（ただし、土・日・祝日を除く）

e 提出部数

- ・1部

(2) 添付書類等

a 接続検討関係書類等

- ・接続検討申込書^{※12※13}
- ・検討料（20万円＋消費税等相当額）^{※14※15}

※12 本プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者の親子法人等である特定系統連系希望者（最大受電電力が1万キロワット以上の発電設備等の連系等を希望する者）の接続検討申込先は、必ず本機関としてください。また、特定系統連系希望者が希望する場合においても、東北電力ではなく本機関に対して接続検討の申込みを行うことも可能です。その場合は、接続検討申込書の宛名を本機関とした上で、別紙4の窓口へ提出してください。

※13 次に該当する場合は、次の資料を提出してください。

- ・接続検討申込中（回答未受領）の案件にて応募する場合：接続検討申込書の写し
- ・接続検討の回答を受領済みの案件にて応募する場合：接続検討回答書の写し

※14 接続検討申込中（回答未受領）の案件にて応募する場合は、検討料を不要と

します。ただし、本プロセスにおいて接続検討を行うことから、申込中の案件に対する回答はいたしません。

※15 応募書類を受領後に東北電力より検討料の請求書を送付いたしますので、接続検討（第1段階）開始予定日の前営業日（平成29年4月28日）までに指定の口座にお振込みください。

b 契約関係書類等

(a) 契約申込み（同時申込みの場合を含む。）を行った系統連系希望者が本プロセスに応募した場合で、同申込みの維持を希望する場合

- ・契約申込書の写し
- ・国が発行する設備認定通知書の写し（設備認定取得済みのFIT電源の場合）

(b) 平成24年度及び平成25年度にFIT法に係る告示に規定する接続申込書を提出した系統連系希望者が本プロセスに応募した場合で、同申込みの維持を希望する場合

- ・FIT法に係る告示に規定する接続申込書の写し
- ・国が発行する設備認定通知書の写し（設備認定取得済みのFIT電源の場合）

(3) 申込済みの契約申込み等の取扱い

- ・電源接続案件募集プロセスは、連系等を行うにあたり必要となる設備対策を単独で行うことを前提とした通常の契約申込みと異なり、連系等を行うにあたり必要となる設備対策を他の系統連系希望者と共用して連系等を希望する発電設備等を入札により募集する手続です。
- ・そのため通常は、電源接続案件募集プロセスに応募した場合、原則として、申込み済みの契約申込み等は取り下げたものとみなします。その場合、応募者の工事費負担金算定においては、原則として、新費用負担ルールが適用されます。
- ・ただし、今回の募集に際しては、次の手続を行うことにより契約申込み等を維持することが可能です。

a 費用負担ガイドラインの公表日（平成27年11月6日）より前に契約申込み等を行っている場合

- ・応募時に応募申込書（様式1）の「5. 契約申込み等の維持の希望」において、「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択する。
- ・なお、その場合は旧費用負担ルールが適用されます。

b 費用負担ガイドラインの公表日（平成27年11月6日）以後に契約申込みを行っている場合

- ・応募時に応募申込書（様式1）の「5. 契約申込み等の維持の希望」にお

いて、「申込み済みの契約申込みの維持を希望」を選択する。

・なお、その場合は新費用負担ルールが適用されます。

(4) 本プロセスの募集対象エリアが重複して実施中の他の電源接続案件募集プロセスの取扱い

- ・青森県八戸エリアにおける電源接続案件募集プロセスの開札の結果、非優先系統連系希望者となった旨の通知を受けた系統連系希望者は、本プロセスへの応募申込みを受け付けいたします。なお、受付期間及び検討料の振込期限等については、東北電力から対象者に別途ご案内いたします。
- ・青森県八戸エリアの電源接続案件募集プロセス完了までに辞退者が生じるなど、非優先系統連系希望者から優先系統連系希望者へ繰り上がる可能性があります。このため、本プロセスに応募した青森県八戸エリア電源接続案件募集プロセスにおける非優先系統連系希望者は、青森県八戸エリア電源接続案件募集プロセス完了まで同プロセスへの参加を維持するものといたします。なお、繰り上がりにより優先系統連系希望者となった場合は、本プロセスは辞退したものとし、検討料は返金いたしません。
- ・また、岩手県宮古久慈エリア電源接続案件募集プロセスにおける非優先系統連系希望者が、本プロセスに応募した場合についても、岩手県宮古久慈エリア電源接続案件募集プロセス完了まで同プロセスへの参加を維持するものといたします。なお、岩手県宮古久慈エリア電源接続案件募集プロセスにおける非優先系統連系希望者が、本プロセスへの応募後に非優先系統連系希望者から優先系統連系希望者へ繰り上がった場合、本プロセスは辞退したものとし、検討料は返金いたしません。

(5) 留意事項

- ・1 発電場所につき1 申込みとします（最大受電電力や連系希望電圧等を変えて複数の申込みを行うことはできません）。
なお、同一地点で異なる電源接続案件募集プロセスに応募した場合は、先に応募した電源接続案件募集プロセスについては辞退したものとして取り扱います。その場合、原則として、申込み済みの契約申込み等も含めて無効となりますので、十分ご留意ください。
- ・原則として、応募締切以降の応募書類の変更は認めません。また、費用負担ガイドライン公表日より前に契約申込み等を行った応募者における旧費用負担ルールの適用についても、応募締切以降の変更は、原則として、認めませんのでご留意ください。
- ・必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・応募書類に不備がある場合（発電場所や受電地点が不明確な場合等）は応募書類の補正を求める場合があります。

- ・接続検討（第1段階）については、熱容量面での対策のみ検討することから、接続検討を新たに申込まれる応募者（※13に記載の応募者を除く。）は、応募申込み締切時点における最低限必要な申込書類として、接続検討申込書類^{*16}の様式1、様式2及び周辺地図に連系地点を記載したもの（高圧：接続検討申込書様式5－7、特高：接続検討申込書様式5－8）のみの提出により接続検討申込を実施したこととみなします。ただし、後記「2.2 接続検討の実施、回答（2）継続意思確認」とあわせて、不備のない接続検討申込書を提出いただくことに承諾いただくことを前提といたします。
- ・接続検討（第1段階）開始予定日の前営業日（平成29年4月28日）までに応募書類の補正がなされない場合又は検討料の振込みがない場合は、原則として、応募を無効とします。その場合には、通知するとともに、検討料の振込みがなされている場合には検討料を返金いたします。
なお、応募書類の提出にあたっては、応募書類の補正が必要となる可能性があること、並びに東北電力による検討料の請求書の発送までに応募書類の受領から3営業日程度を要するとともに、郵送や振込手続に要する期間を踏まえ、早期の応募書類提出に努めていただきますようお願いいたします。
- ・接続検討（第1段階）開始予定日以降に応募者が辞退した場合、又は辞退したものとして取り扱われる場合は、原則として、検討料を返金いたしません。
- ・応募容量が募集容量を著しく下回った場合等においては、系統増強規模を縮小し、入札対象工事の内容を変更することがあります。なお、その場合には、接続検討回答時に連絡いたします。

※16 接続検討申込書の様式は、広域機関HP「系統アクセス手続きで用いる様式集」よりダウンロード頂けます。

(https://www.occto.or.jp/keito/akusesu/youshikishuu_20160714.html)

2.2 接続検討の実施、回答

(1) 接続検討（第1段階）

- ・応募の締切後、応募書類に基づき、全ての応募者について、入札対象工事を除く特別高圧系統の熱容量に起因する対策工事費用を標準的な単価^{*17}を用いて概算額を算定し、回答いたします^{*18}。
- ・接続検討（第1段階）の結果は、原則として^{*19}、接続検討開始日から2か月以内に回答いたします。

※17 広域機関HP公表資料「送変電設備の標準的な単価の公表について」（平成28年3月29日）に記載の単価を指します。

(http://www.occto.or.jp/keito/akusesu/files/20160329_tanka_kouhyou.pdf)

※18 特別高圧の電源線工事及びその他供給設備工事の概算工事費のみを回答いたします（費用算定において概略化する内容については後記3.3参照）。なお、所要工期等については接続検討（第2段階）回答においてお知らせします。

- ※19 応募件数が著しく多く検討が輻輳する場合など、接続検討の回答が回答予定日を超過する場合があります。その場合は、超過することが判明次第速やかに、その理由、進捗状況、及び本プロセスの今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）について応募者に連絡いたします。

（2）継続意思確認

- ・応募者は、接続検討（第1段階）回答を踏まえて事業性等を判断し、本プロセスへの参加を継続するか辞退するかご検討ください。継続する場合は「継続意思確認書（接続検討の継続を希望する場合）」（様式2-1）を、辞退する場合は「継続意思確認書（接続検討の継続を希望しない場合）」（様式2-2）を、接続検討（第2段階）開始日の前日までに提出してください。
- ・接続検討（第1段階）において、継続意思確認にあわせて不備のない接続検討申込書類を提出いただくことを承諾して申込まれた応募者は、接続検討（第2段階）開始日の前日までに当該書類の不備が解消されない場合には、「継続意思確認書（接続検討の継続を希望する場合）」（様式2-1）が提出されたとしても、本プロセスを辞退したものとして取り扱います。その場合、原則として、当該応募者が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募等）は無効となりますので、十分ご注意ください。
- ・接続検討（第1段階）回答を踏まえて事業性が無いと判断したにもかかわらず「継続意思確認書（接続検討の継続を希望しない場合）」（様式2-2）を提出しない場合、接続検討は全ての応募者が連系する前提で必要となる対策内容を抽出することから、接続検討（第2段階）回答が過大な内容となるおそれがあります。そのため、継続意思確認書（様式2-1又は様式2-2）の提出がなされない場合は、本プロセスを辞退したものとして取り扱います。その場合、原則として、当該応募者の行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募等）は無効となりますので、十分ご注意ください。
- ・接続検討（第2段階）の開始日については、接続検討（第1段階）の回答とあわせてご案内します。

（3）接続検討（第2段階）

- ・接続検討（第1段階）回答を踏まえて本プロセスへの参加を継続する応募者について、接続検討を行います。
- ・接続検討（第2段階）の結果は、原則として※19、接続検討（第2段階）開始日から6か月以内に回答いたします。
- ・接続検討（第2段階）の回答に入札対象工事以外の供給設備工事（66kV以上）を含む場合は、工事箇所の現状の空容量、設備を共用する応募容量、対策工事費、工期についてお知らせします。
- ・応募者に対しては、接続検討（第2段階）の回答にあわせ、入札及び入札額検

討のための情報として、応募受付件数、応募容量、最低入札負担金単価等をお知らせします（別紙6参照）。

2. 3 入札

(1) 入札手続

- ・接続検討（第2段階）の回答後、入札を希望する応募者は、入札対象工事^{※20}に関する工事費負担金として、入札負担金単価を記載した入札関係書類を入札締切日までに提出してください。
- ・入札にあたっては、最低入札負担金単価を設けますので、最低入札負担金単価以上の単価で入札してください。
- ・最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を応募容量^{※21}で除した単価を基準に設定^{※22}し、接続検討（第2段階）の回答時に通知いたします。なお、参考値として、入札対象工事費単価は約4～5万円／kW（税抜）^{※1※2}となります。
- ・入札負担金単価の最小単位は1円／kWといたします。

※20 応募容量が募集容量を超過した場合、原則として、入札対象工事として、「募集要領に記載の増強工事」に加えて「全ての応募者が連系可能な増強工事」等の増強工事案を入札において提示します。その場合の入札方法については別紙8をご参照ください。

※21 応募容量が募集容量を上回る場合は、募集容量とします。

※22 新費用負担ルール適用者の場合は、入札対象工事費を応募容量で除した単価よりも低い最低入札負担金単価となりますので、別紙6をご確認ください。

a 提出書類

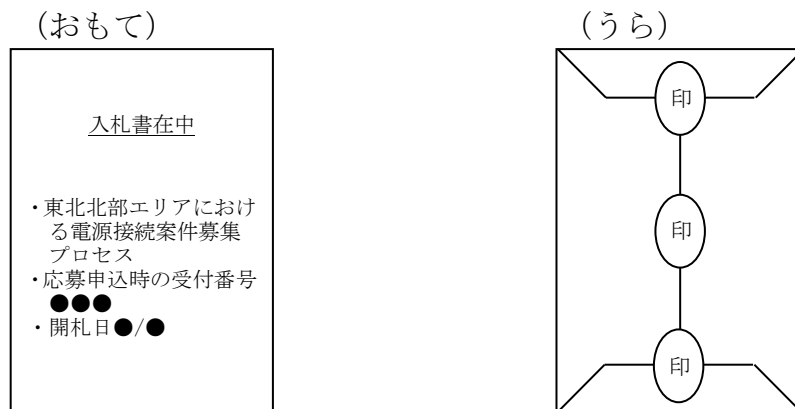
- ・入札書（様式3-1）
- ・入札申込書（様式3-2）

b 提出方法

- ・封筒は、次のとおり中封筒と外封筒の二重封筒としてください。

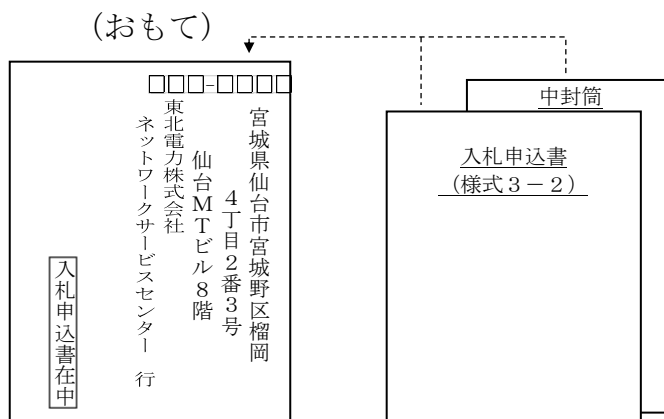
(a) 中封筒

入札書（様式3-1）を封入の上、封印してください。また「入札書在中」と表記するとともに「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス（電源接続案件募集プロセスの名称）」「応募申込時の受付番号」「開札日」を記載してください。



(b) 外封筒

入札書（様式3-1）を封入した中封筒と入札申込書（様式3-2）を、接続検討（第2段階）回答を送付した際に同封した入札申込書送付用の封筒に入れ、封緘してください。



- ・入札書提出について記録が残るよう、簡易書留等の配達記録が残る郵送方法にて、入札締切日必着にて提出してください。
- ・押捺する印は、『応募申込書（様式1）』と同一としてください。

c 提出先

- ・東北電力株式会社 ネットワークサービスセンター
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目2番3号 仙台MTビル8F
(接続検討（第2段階）の回答を送付した際に同封した入札申込書送付用の封筒に記載済)

d 入札期限

- ・平成30年2月下旬頃（応募者には接続検討（第2段階）の回答時に別途お知らせします）

e 提出部数

- ・ 1部

f 留意事項

- ・ 以下の場合には系統連系希望者の入札が、原則として、無効となります。なお、その場合には、通知の上、第1次保証金（後記2.3（2）参照）を返金いたします。
 - （a）記名押捺がない場合
 - （b）意思表示の内容が不明確な場合
 - （c）提出書類に虚偽の記載がある場合
 - （d）入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合
 - （e）振込期限までに第1次保証金の振込みがない、又は、不足している場合
- ・ 本プロセスの応募者以外は入札できません。
- ・ 入札締切後は入札負担金単価の変更はできません。

（2）第1次保証金（入札保証金）

a 第1次保証金額

- ・ 入札にあたっては、次の①又は②のいずれか高い方の金額を第1次保証金としてお振込みください。

① 入札負担金単価 [円/kW]（税抜）×最大受電電力 [kW] × 5%
+消費税等相当額

② 20万円+消費税等相当額

- ・ 第1次保証金は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨ててください。

b 振込方法と期限

- ・ 第1次保証金は開札日の2営業日前までにお振込みください。なお、振込手数料は入札者負担とします。
- ・ 振込方法、振込期限、開札日については、接続検討（第2段階）の回答とあわせてご案内します。

c 第1次保証金の取扱い

- ・ 第1次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。

（a）優先系統連系希望者の第1次保証金

ア 本プロセスが成立した場合

- ・ 当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。

イ 本プロセスが不成立であった場合

- ・ 本プロセスの完了後、入札申込書（様式3-2）に記載の口座に返金する。

- (b) 優先系統連系希望者とならなかった系統連系希望者（以下「非優先系統連系希望者」といいます。）の第1次保証金
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式3-2）に記載の口座に返金する。
- ・上記にかかわらず、入札者が本プロセスを辞退した場合（本プロセスの辞退については後記5参照）は、第1次保証金を没収いたします。ただし、次のいずれかの場合には、第1次保証金を返金します。
 - (a) 再接続検討の回答における工事費負担金（入札額を除く。）が、接続検討（第2段階）の回答における提示額（入札対象工事費のうち特定負担分を除く。）を超過することを理由に辞退した場合
 - (b) 再接続検討の回答における所要工期が、接続検討（第2段階）の回答における工期を超過する事を理由に辞退した場合
 - (c) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって本プロセスを辞退せざるを得なくなった場合
- ・入札者から没収した第1次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。
 - (a) 本プロセスが成立した場合
 - ・入札対象工事費に充当する。
 - (b) 本プロセスが不成立となった場合
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式3-2）に記載の口座に返金する。
- ・第1次保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は入札者負担とします。

(3) 留意事項（発電場所の重複について）

- ・発電場所の確保は、発電事業を行うにあたっての重要事項の1つであり、系統連系希望者が責任を持って確保するものです。
- ・電源接続案件募集プロセスにおいて、原則として、応募者が入札以降に辞退する場合は第1次保証金が、共同負担意思の表明以降に辞退する場合は第1次保証金及び第2次保証金（後記2.7(3)参照）が没収されます。また、同プロセス完了以降に辞退する場合は工事費負担金補償金（後記4）をご負担いただくこととなります。このため、他の応募者との発電場所の重複（以下「地点重複」といいます。）により結果として同プロセスを辞退する場合、応募者自身が不利益を被ることとなります。また、入札以降、同プロセス完了までに優先系統連系希望者の辞退が発生すると、再度の再接続検討が必要となる場合があります。同プロセスが遅延する可能性が生じます。これらの影響を回避するためにも、可能な限り入札前までに地権者等と調整を行ってください。
- ・入札の結果、地点重複の優先系統連系希望者が確認された場合^{*2 3}は、上記の

影響を考慮し、当該優先系統連系希望者に地点重複の状況をお知らせしますので、他の重複する優先系統連系希望者や地権者等と調整を行ってください^{*24}。なお、本機関及び東北電力は、かかる調整に関する仲介・あっせんを行うものではなく、また、諸契約締結後も含め、地点重複により発生した如何なる損害も補償しません。

※23 優先系統連系希望者が提出した書面上の記載（申込み時の発電場所の住所等や、接続検討申込み時の図面等）等から地点重複が確認された場合に限りです。なお、本機関及び東北電力が、地点重複の有無について網羅的な確認を行うものではなく、また、その正確性の確認をしたものではない点について、ご注意ください。

※24 調整に必要となるため、優先系統連系希望者に対し、他の重複する優先系統連系希望者の連絡先等をお伝えいたします（かかる情報の提供について、優先系統連系希望者への事前・事後の確認等を行うことはありません。）。

（4）暫定的な対策による早期連系の希望について（別添資料1参照）

- ・本プロセスは大規模かつ工期の長い設備対策工事が必要となるため、東北電力は、本プロセスと協調して、暫定的な対策による早期連系が可能な場合には、系統連系希望者の希望に基づき、暫定的な対策を実施します。
- ・暫定的な対策による早期連系を希望する系統連系希望者は、入札時に入札申込書（様式3-2）の「5. 暫定的な対策による早期連系の希望」において、「暫定的な対策による早期連系を希望する」を選択してください。
- ・本プロセスと協調した暫定的な対策による早期連系対象者の決定方法等の詳細は、別添資料1「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスと協調した暫定的な対策による早期連系の取扱いについて〔東北電力〕」をご確認ください。

2. 4 開札及び優先系統連系希望者の決定

（1）開札

- ・開札は、本機関の立会いのもと、東北電力のネットワークサービスセンターにて、公正に実施します。

（2）系統連系順位決定

- ・入札者の連系等の優先順位（以下「系統連系順位」といいます。）は、本機関が入札負担金単価の高い順に決定します。
- ・ただし、新費用負担ルール適用者については、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となることを踏まえ、新費用負担ルール適用者の入札負担金単価を次のとおり補正した単価にて順位を決定します。

$$\text{新費用負担ルール適用者の入札負担金単価 (補正後)} \\ = \text{入札負担金単価} + \text{当該系統連系希望者の一般負担単価}^{※25}$$

- ・同一の入札負担金単価の入札者間の系統連系順位は、原則として、抽選により決定します。抽選は、本機関の立会いのもと、東北電力のネットワークサービスセンターにて、公正に実施します。
- ・系統連系順位は、開札後において入札の成立条件を満たしている場合に確定するものとし、原則として、その後の状況変化等によって順位は変動しないものとし、入札の成立条件を満たしていない場合は、対策規模の縮小等を検討し、入札の成立条件を満たしたときに確定します。

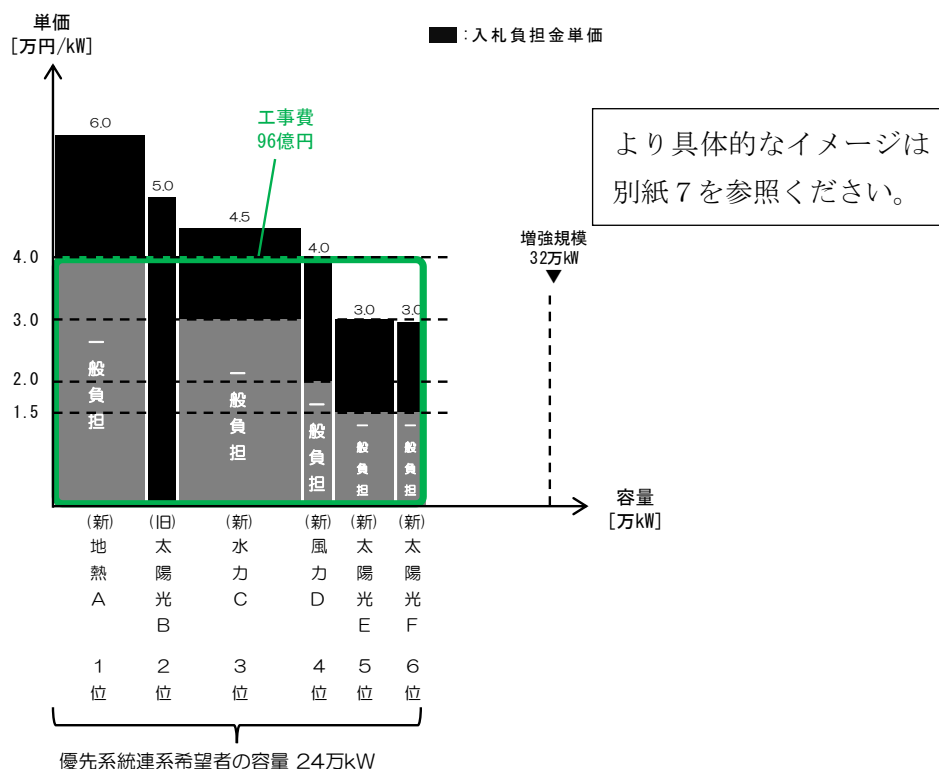
※25 当該系統連系希望者の一般負担単価 [円/kW]

$$= \text{入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額}^{※26} [\text{円}] \\ \div \text{優先系統連系希望者及び先行事業者の最大受電電力の合計} [\text{kW}]$$

ただし、当該系統連系希望者の電源種別の一般負担の上限額を超える場合は、一般負担の上限額。

※26 入札の成立条件を満たさない場合、対策規模を縮小させる等により、同プロセスの成立を図ることがあります。その場合は、見直し後の対策規模における一般負担額となります。

[系統連系順位の決定イメージ]



(3) 優先系統連系希望者の決定

- ・募集容量の範囲内の系統連系順位の入札者が優先系統連系希望者となります（別紙6参照）。
- ・優先系統連系希望者が連系等を希望しないこと等により、非優先系統連系希望者が繰り上がりで優先系統連系希望者になることがあります。

(4) 入札の成立条件

- ・入札の成立条件は以下を満たす場合とします。

$$(\text{①} + \text{②})^{*27} \geq \text{③}$$

①: 優先系統連系希望者の「入札負担金単価（税抜）×最大受電電力」の合計

②: 優先系統連系希望者のうち新費用負担ルール適用者の「当該系統連系希望者の一般負担単価^{*25}×最大受電電力」の合計

③: 入札対象工事費（税抜）

※27 入札以降の辞退等により、第1次保証金及び第2次保証金（後記2.7(3)参照）が没収された場合は、没収された保証金の額を左辺に加算します。

(5) 開札後の通知

- ・開札の結果、入札の成立条件を満たしている場合は、入札者に対して次の内容を通知します。

a 優先系統連系希望者

- ・入札負担金単価
- ・適用される費用負担ルール（新費用負担ルール 又は 旧費用負担ルール）
- ・優先系統連系希望者である旨
- ・入札時に入札申込書（様式3-2）の「5. 暫定的な対策による早期連系の希望」において、「暫定的な対策による早期連系を希望する」を選択した優先系統連系希望者に対して、暫定的な対策による連系の可否

b 非優先系統連系希望者

- ・入札負担金単価
- ・適用される費用負担ルール（新費用負担ルール 又は 旧費用負担ルール）
- ・非優先系統連系希望者である旨及び優先系統連系希望者が連系等を希望しない場合等には、優先系統連系希望者となる可能性がある旨

2.5 再接続検討の実施

- ・優先系統連系希望者の決定後、系統連系順位に基づき、全ての優先系統連系希望者について再接続検討を実施します。

2. 6 再接続検討の結果の回答

- ・再接続検討の結果を優先系統連系希望者に回答いたします。

2. 7 共同負担意思の確認

(1) 共同負担意思の表明

- ・優先系統連系希望者は、再接続検討の回答内容をご確認の上、原則として、回答書の発送日から20営業日以内に、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを、東北電力に共同負担意思確認書（様式4-1又は様式4-2）を提出することをもってご回答ください。
- ・優先系統連系希望者が、工事費負担金の負担意思が無く、連系等することを希望しない場合には、本プロセスを辞退したものと取り扱います。この場合、第1次保証金を没収いたしますので、ご留意ください（前記2.3(2)c参照）。
- ・上記期限内に共同負担意思確認書（様式4-1又は様式4-2）を提出いただけない場合は、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望しないものとして取り扱います。
- ・優先系統連系希望者が辞退した場合又は辞退したものと取り扱われる場合には、当該優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。この場合、繰り上がりで優先系統連系希望者となる非優先系統連系希望者がいる場合には、当該系統連系希望者に再度実施した再接続検討結果を回答いたしますので、当該回答をご確認の上、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを、共同負担意思確認書（様式4-1又は様式4-2）を提出することをもってご回答ください。

(2) 負担可能上限額の申告

- ・共同負担意思確認時に共同負担意思があることを表明する優先系統連系希望者には、他の優先系統連系希望者が辞退した場合の工事費負担金（入札額を除く）の増加に備えて、事業性等から合理的に許容される工事費負担金の上限額（負担可能上限額）を予め申告いただき^{※28}、負担可能上限額以下の場合には「負担可能」、負担可能上限額を超過する場合には原則として^{※29}「辞退」と取り扱うことで、都度の共同負担意思確認を不要とし、本プロセス完了の早期化を図ります。

※28 負担可能上限額の申告以降、原則として、額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告ください。

※29 工事費負担金が当該優先系統連系希望者の負担可能上限額を超過する場合でも、入札対象工事の工事費負担金（入札額）の補正（後記3.3参照）により、入札額が減額補正されることが見込まれる場合には、当該減額補正予定額も考慮の上、当該優先系統連系希望者が費用負担可能か判断します。

(3) 第2次保証金（共同負担意思保証金）

- ・共同負担意思確認時に共同負担意思があることを表明する場合には、当該共同負担意思の履行を担保するものとして、第2次保証金を申し受けます。

a 第2次保証金額

- ・第1次保証金と同額（前記2. 3（2）a参照）。

b 振込方法と期限

- ・振込金額、振込方法、振込期限については、共同負担意思確認時にご案内します。
- ・振込手数料は優先系統連系希望者の負担とします。

c 第2次保証金の取扱い

- ・第2次保証金の取扱いは次のとおりといたします。

（a）本プロセスが成立した場合

- ・当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。

（b）本プロセスが不成立であった場合

- ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式3-2）に記載の口座に返金する。

- ・上記にかかわらず、優先系統連系希望者が本プロセスを辞退した場合（本プロセスの辞退については後記5参照）は、第2次保証金を没収いたします。ただし、次のいずれかの場合には、第2次保証金を返金します^{*30}。

（a）他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果の工事費負担金（入札額を除く。）が、優先系統連系希望者の申告した負担可能上限額（入札額を除く。）を超過したことにより辞退として取り扱われる場合

（b）他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果の工期が、共同負担意思の表明の前提とした再接続検討回答の工期を超過していることを理由に辞退した場合

（c）天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって本プロセスを辞退せざるを得なくなった場合

※30 本項ただし書に基づき第2次保証金が返金される場合であっても、第1次保証金の返金事由（前記2. 3（2）c参照）に該当しないときは、第1次保証金は没収いたします。

- ・入札者から没収した第2次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。

（a）本プロセスが成立した場合

- ・入札対象工事費に充当する。

（b）本プロセスが不成立となった場合

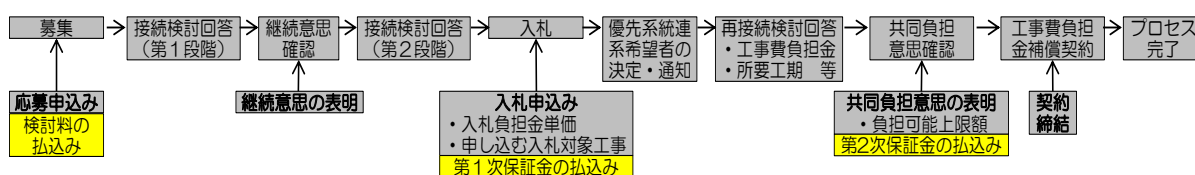
- ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式3-2）に記載の口座に返金する。
- ・振込期限までに第2次保証金の振込みがない、又は、不足している場合には、系統連系希望者の共同負担意思の表明が、原則として、無効となります。その場合は、通知の上、第2次保証金を返金いたします。
- ・第2次保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は優先系統連系希望者の負担とします。

(4) 工事費負担金の確定

- ・入札対象工事について入札の成立条件を満たしている場合で、全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、工事費負担金の額が確定^{※31}します。
- ・工事費負担金の額が確定した場合、次の内容を該当者に連絡をいたします。
 - 優先系統連系希望者
 - ・工事費負担金の額が確定した旨
 - ・再接続検討の結果の回答
 - ・工事費負担金補償契約のご案内
 - 前記(2)において辞退扱いとなった入札者
 - ・申告した負担可能上限額（入札額を除く）
 - ・辞退扱いとなった際の工事費負担金（入札額を除く）、入札額の減額補正予定額
 - ・本プロセスの完了後、第2次保証金を返金する旨

※31 本プロセス完了後の調査測量等により必要工事費が増減することがあります。

< 検討料・保証金払込みのタイミング >



2. 8 工事費負担金補償契約の締結

- ・工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、工事費負担金の確定日から、原則として、10営業日以内に東北電力との間で工事費負担金補償契約を締結していただきます。工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者が、本プロセスの成立以降に連系等をできなくなった場合は、同契約に基づき工事費負担金補償金をご負担いただきます。
- ・上記期限内に工事費負担金補償契約を締結しない優先系統連系希望者については、

原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望しなかったものとして取り扱います。この場合、当該優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。また、第1次保証金及び第2次保証金は没収いたしますので、ご注意ください。

- ・一部又は全部の優先系統連系希望者が工事費負担金補償契約を締結しない場合、前記2.7(4)の工事費負担金の確定は無効とし、再度、再接続検討を実施いたします。

2.9 電源接続案件募集プロセスの成否と同プロセスの完了

(1) 本プロセスが成立する場合

- ・全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金補償契約を締結できた場合、本プロセスは成立するものとします。
- ・本プロセスが成立した場合には、優先系統連系希望者及び非優先系統連系希望者にその旨を通知するとともに、工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者に対し、契約申込みの手続について東北電力からご案内いたします。
- ・本プロセスが成立した場合には、非優先系統連系希望者が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）は無効となります。

(2) 本プロセスを不成立とする場合

- ・優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合は、系統増強規模の縮小等により成立を試みます（別紙9参照）が、それでも成立に至らない場合は、原則として、その時点で本プロセスは不成立とします。
- ・本プロセスが不成立となった場合、系統連系希望者が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）は無効となります。

(3) 本プロセスの完了

- ・本プロセスが成立した場合又は不成立とする場合、本プロセスは完了いたします。

2.10 電源接続案件募集プロセスの結果の公表

- ・本機関及び東北電力は、本プロセスの完了後、以下のとおり、同プロセスの結果について公表いたします（ただし、d及びeは本プロセスが成立した場合に限りです）。

- a 本プロセスの成否
- b 応募件数・応募容量
- c 入札件数・入札容量・入札総額・平均入札負担金単価（単純平均）
- d 優先系統連系希望者の件数・連系容量・入札総額・平均入札負担金単価（単純平均）

e 没収された第1次保証金及び第2次保証金の件数・総額 等

2. 1 1 契約申込み

- ・優先系統連系希望者には、原則として、本プロセスの結果の公表日から10営業日以内に、再接続検討の回答内容を反映した内容で、東北電力に契約申込み^{※32}を行っていただきます^{※33}。
- ・契約申込後、東北電力との間で、接続契約、工事費負担金契約その他の必要となる契約を締結していただきます。
- ・上記期限内に契約申込みを行っていただけない場合には、原則として、当該優先系統連系希望者が連系等を希望せず辞退したものとして取り扱います。
- ・契約申込後、東北電力が連系承諾したにもかかわらず、正当な理由なく、東北電力の指定する期日までに工事費負担金契約を締結していただけない場合には、東北電力は、優先系統連系希望者との間で締結した接続契約その他の契約を解除できるものとします。
- ・前2項の場合についても、契約申込みを行わなかった優先系統連系希望者又は契約を解除された優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づき、工事費負担金補償金をご負担いただきます。

※32 優先系統連系希望者が同時申込み（後記6. 3）を行っている場合は、意思表示書の提出になります。

※33 申込み済みの契約申込み等の維持を希望した優先系統連系希望者には、申込み済みの契約申込み等を再接続検討の回答内容を反映した内容に変更する手続について、東北電力からご案内いたします。

3 工事費負担金について

3. 1 工事費負担金の算出方法

- ・優先系統連系希望者が送電系統に連系等をするにあたっては、以下の概算工事費の合計額を工事費負担金としてご負担いただきます。

(1) 入札対象工事

- ・入札負担金単価 [円/kW] × 最大受電電力 [kW]

(2) 電源線工事

- ・電源線の新設工事費用及び既設設備の対策工事費用
ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費を共用する優先系統連系希望者^{※34}の最大受電電力で按分した金額といたします。

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・変電所・バンク逆潮流対策工事費用^{※35}

(4) その他供給設備工事

- ・その他供給設備工事費用（上位系統の送電線増強工事費用、配電用変電所増強工事費用等）のうち、系統連系希望者の特定負担に帰するもの
ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費〔特定負担分〕を共用する優先系統連系希望者^{※34}の最大受電電力で按分した金額といたします。

(5) 一般負担の上限超過額（新費用負担ルール適用者に限る）

- ・入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担額^{※36}とその他供給設備工事の一般負担額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額
ただし、複数の優先系統連系希望者でその他供給設備工事の対策設備を共用する場合は、入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担額^{※36}と共用するその他供給設備工事の工事費〔一般負担分〕を共用する優先系統連系希望者^{※34}の最大受電電力で按分した金額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額

※34 対策工事の起因となる系統連系順位以降の優先系統連系希望者で共用します。

※35 託送供給等約款により算出いたします。

※36 入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担単価^{※25} × 最大受電電力

3. 2 入札前の接続検討（第2段階）における工事費負担金の回答内容

- ・前記3. 1にかかわらず、入札前の接続検討（第2段階）時点においては、系統

連系順位が未決定のため、全ての応募者が連系等を行うことを前提に、以下の内容で工事費負担金概算を回答いたします。

(1) 入札対象工事

- ・入札対象工事費のうち特定負担分

(2) 電源線工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合の、当該応募者に係る工事費負担金^{※37}

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合に、連系先の配電用変電所でバンク逆潮流対策工事が必要となる場合には、その工事費負担金^{※35}

(4) その他供給設備工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち、当該応募者が利用する設備対策の工事費負担金^{※37}

(5) 一般負担の上限超過額（新費用負担ルール適用者に限る）

- ・入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担額^{※36}と全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち当該応募者が利用する設備対策の一般負担額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額^{※37}

※37 設備対策費用について設備を利用する全ての応募者で按分した場合の工事費負担金^{※38}と、設備対策費用を単独で負担することとなった場合の工事費負担金^{※39}を回答いたします。

※38 系統連系順位によっては、現状設備の空容量の範囲内のため設備対策の費用負担が不要となる場合がありますが、系統連系順位が未決定の段階のため、全ての応募者の応募内容に基づき按分し、算定いたします。

※39 他の応募者が系統連系順位に基づいて現状設備の空容量の範囲内で連系し、当該応募者が単独でその他供給設備工事の費用を負担せざるを得なくなったイメージです。

3.3 入札前の接続検討（第1段階）における工事費負担金の回答内容

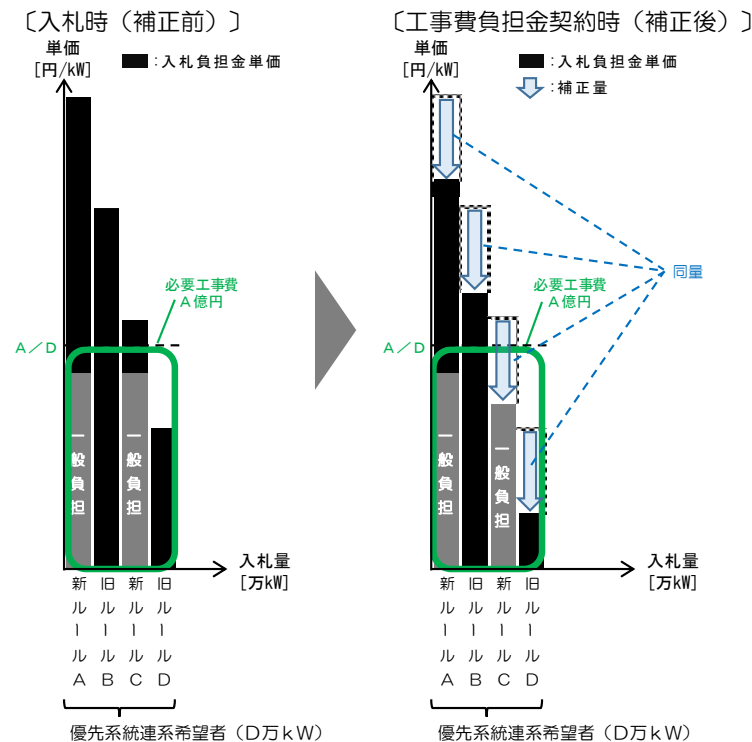
- ・接続検討（第1段階）は、前記3.2の内容を概略検討した内容について回答いたします。
- ・前記3.2の内容のうち概略化する内容については次のとおりです。
 - a 電源線工事及びその他供給設備工事について、特別高圧系統の熱容量に起因する対策工事費用を、標準的な単価^{※17}を用いて概算額を算定いたします。
 - b 電源線工事及びその他供給設備工事について、高圧系統の対策費用は算定いたしません。

- c 入札対象工事に関する内容は記載いたしません。
- d 個々の対策工事費用の内訳（特定負担額、一般負担額）は算定いたしません。
そのため、一般負担の上限超過額も算定いたしません。
- ・前項 b～d は、接続検討（第2段階）において回答いたします。

3. 4 工事費負担金契約における入札対象工事の工事費負担金の補正

- ・優先系統連系希望者の契約申込後、東北電力の連系承諾を経た上で、工事費負担金契約を締結していただきます。
- ・工事費負担金契約の締結時において、優先系統連系希望者の入札負担金及び一般負担額並びに没収された第1次保証金及び第2次保証金の合計が入札対象工事費を超過又は不足^{※40}する場合には、超過額又は不足額を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象工事の工事費負担金を補正します（負担金単価としては、一律に増減することとなります）。ただし、減額補正の限度は、入札額と一般負担額の合計までとします^{※41}。

〈例〉減額補正時のイメージ



(注) 図の各優先系統連系希望者の一般負担額は、一般負担の上限超過額算定前のイメージ

- ・なお、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、その優先系統連系希望者も含め、上記算定方法による補正を実施します。

※40 本プロセス完了後に調査測量等により必要工事費が増加した場合等に不足することがあります。

※4 1 新費用負担ルール適用者の場合になります。旧費用負担ルール適用者の減額補正の限度は入札額までとなります。

3. 5 工事完了後における工事費負担金の精算

・工事完了後に、支払済みの工事費負担金と工事完了により確定した工事費負担金^{※4 2}に差異が生じた場合には、その差額を精算いたします^{※4 3}。

※4 2 入札対象工事については、前記「3. 4 工事費負担金契約における入札対象工事の工事費負担金の補正」に定める方法に準じて、算定いたします。

※4 3 工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、その優先系統連系希望者も含め精算いたします。

3. 6 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算

・設備の使用開始後3年が経過するまでの間に新たに当該設備を利用する事業者（以下「新規利用事業者」といいます。）があった場合、東北電力の託送供給等約款に基づき、当該設備の使用開始当初から新規利用事業者も共用するとして算定した場合の工事費負担金^{※4 2}が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則として、その差額を精算いたします。

・上記の場合において、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、新規利用事業者の工事費負担金等は当該優先系統連系希望者に優先的に返還します。ただし、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者が複数いる場合には、当該優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金の額に応じて、按分した額とします。

・工事費負担金の精算は、原則として、工事完了後以降、年度ごとに1回実施いたします。

4 工事費負担金補償契約について

4. 1 工事費負担金補償金

- ・前記「2. 8 工事費負担金補償契約の締結」に記載のとおり、工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、東北電力との間で工事負担金補償契約を締結していただきます。
- ・本プロセスの成立以降、優先系統連系希望者が連系等をできなくなった場合は、当該優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づく工事費負担金補償金をご負担いただきます。
- ・工事費負担金補償金額は、原則として、次に示す項目の合計額とします。
 - a 入札対象工事の工事費負担金
 - b 電源線工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
 - c その他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
 - d 入札対象工事及びその他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備の当該優先系統連系希望者に係る工事費の一般負担分

4. 2 工事費負担金補償金の精算

- ・以下の場合には、優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金をそれぞれの精算方法に準じて精算いたします。
 - a 工事費負担金契約時に入札対象工事の工事費負担金を補正した場合
前記「3. 4 工事費負担金契約における入札対象工事の工事費負担金の補正」に定める方法
 - b 工事完了後の精算時
前記「3. 5 工事完了後における工事費負担金の精算」に定める方法
 - c 新規発電設備連系による工事費負担金精算時
前記「3. 6 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算」に定める方法

5 辞退の手續について

- ・本プロセスの応募者が本プロセスの辞退を希望する場合は、以下の方法にしたがって、辞退書を提出してください。なお、辞退書の提出により、辞退者が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）は無効となります。

5. 1 提出書類

- ・辞退書（様式5）
押捺する印は、『応募申込書（様式1）』と同一としてください。

5. 2 提出方法

- ・辞退書を持参又は郵送（簡易書留等配達記録が残るもの）してください。

5. 3 提出場所

- ・前記「2. 1（1）b 提出先」と同じ

5. 4 提出部数

- ・1部

6 その他

6. 1 送電系統の暫定的な容量確保について

- ・電源接続案件募集プロセスにおいて暫定的に確保する送電系統の容量は次のとおりとします。

期 間	対象となる送電系統	確保する容量
プロセス開始の公表 ～募集要領の公表	開始時に公表した送電系統 及びその上位系統	開始時に公表した容量分
募集要領の公表 ～応募締切	募集要領で定める入札対象 工事の対象設備及びその上 位系統	募集要領で定める募集容量 分
応募締切 ～入札締切	応募者の連系点の上位系統	応募者の最大受電電力分
入札締切 ～プロセス成立	入札者の連系点の上位系統	入札者の最大受電電力分
プロセス成立 ～契約申込み期限	優先系統連系希望者の連系 点の上位系統	優先系統連系希望者の最大 受電電力分

6. 2 契約申込中の系統連系希望者の応募について

- ・今回の募集に際しては、契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合であっても、契約申込み等を維持することは可能です。ただし、本プロセスが不成立となった場合及び本プロセスが成立した場合において優先系統連系希望者とならなかったとき（辞退したときを含む。）には、契約申込み等は無効となります。
- ・契約申込中の系統連系希望者が本プロセスに応募した場合、応募が確定する応募締切時点で、契約申込み^{*44}の受付時点において暫定的に確保した送電系統の容量（接続枠）^{*45}を開放します^{*46}。

※44 同時申込みの場合は、意思表示書の提出を指します。

※45 契約申込みの受付時点で暫定的に確保した、送電系統における熱容量面・周波数変動面（30日等出力制御枠）等の容量を指します。

※46 開放した送電系統の容量（接続枠）は、いかなる事情（本プロセスが不成立となった場合や優先系統連系希望者とならなかった場合を含む。）があつたとしても、応募者に戻ることはありません。

6. 3 同時申込みについて

- ・応募者がFIT法に定める特定供給者の場合で、FIT電源の連系等を希望するときは、本プロセスの成立前でも、同時申込みを行うことができます。

6. 4 失効条件付きで設備認定を受けている場合の注意事項について

- ・前記「1. 4 電源接続案件募集プロセススケジュール」に記載のとおり、本プロセスの完了は平成30年9月頃を見込んでおります（ただし、応募の状況等により変更となる場合があります）。平成26年度以降に失効条件付きで設備認定を受けている場合は、本プロセスの期間中に設備認定が失効する可能性がありますので、十分ご注意ください。

6. 5 本プロセスの中止について

- ・応募された容量が極端に少ない場合など、本プロセスを継続したとしても不成立となる蓋然性が高いと本機関が判断したときは、本プロセスを中止することがあります。なお、本プロセスを中止するときは、本プロセスの申込者又は応募者（応募を希望する者を含む。）に対して、意見を聴取いたします。

6. 6 不成立時に入札対象工事の対象設備に空容量が生じている場合の取扱いについて

- ・優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合は、原則として、本プロセスは不成立となりますが、本プロセス開始以降に既契約申込者が契約申込みを取り下げた場合等は、送電系統に空容量が生じている場合があります。
- ・その場合は、原則として、空容量の範囲内の系統連系順位の入札者を優先系統連系希望者といたします^{※47}。

※47 この場合の優先系統連系希望者については、前記2. 9（2）、6. 2にかかわらず、同プロセスにおける行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）は無効といたしません。

6. 7 FIT電源のうち太陽光及び風力発電設備の場合の出力制御について

- ・FIT電源のうち太陽光発電設備の場合、東北電力は平成26年12月22日付で太陽光発電に関する指定電気事業者となっており、平成26年10月1日に接続可能量（30日等出力制御枠）に達していることから、年間360時間を超える無補償での出力制御に応じていただくことが連系にあたっての条件となりますのでご注意ください。
- ・FIT電源のうち風力発電設備の場合、東北電力は平成27年12月16日付で風力発電設備に関する指定電気事業者となっており、平成29年2月2日に接続可能量（30日等出力制御枠）に達していることから、年間720時間を超える無補償での出力制御に応じていただくことが連系にあたっての条件となりますのでご注意ください。

6. 8 改正FIT法に関する留意事項について^{※48}

(1) 電源接続案件募集プロセスにおける設備認定に関する経過措置について

- ・改正FIT法の施行日（平成29年4月1日）の前日までに一般送配電事業者と接続契約を締結していない場合、現在のFIT法に基づく設備認定は失効します。
- ・ただし、改正FIT法の施行日の前日までに開始が公表された電源接続案件募集プロセスに参加している案件については、接続契約を締結していない場合の設備認定の失効について、法改正に伴う経過措置として、同プロセスの完了の翌日から6か月間の猶予期間が設定されます。
- ・電源接続案件募集プロセスの完了後、優先系統連系希望者は、契約申込みほか必要な手続を速やかに実施してください。

(2) 事業用太陽光発電に関する運転開始期限について

- ・設備認定日（認定の経過措置対象となる案件については、みなし認定移行日）から運転開始日までに3年を超過した場合、調達価格を認定時の価格から毎年一定割合（例：年5%）下落させる、又は調達期間を短縮させる方法について、調達価格等算定委員会の議論を踏まえて決定されます^{※49}。
- ・入札される場合には、上記の点も考慮の上、入札負担金単価をご検討ください。

※48 改正FIT法関係の正確な内容は、資源エネルギー庁のHPをご確認ください。
経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

※49 調達価格等算定委員会から平成28年12月13日に公表された「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」においては、運転開始期限を超過した場合の取扱いについて、「調達期間を超過期間分だけ短縮する」と記載されています。

6. 9 募集対象エリアにおける系統アクセス業務

(1) 本プロセス期間中の系統アクセス関係の申込み

- ・前記6.1のとおり、電源接続案件募集プロセスが開始された場合、募集対象エリアの送電系統の連系可能量（現状の空容量を含む）が同プロセスにより全て確保されることから、募集対象エリアでの系統アクセス関係の申込みは、原則として、次表のと通りの取扱いとなります。

申込内容	取扱内容	補 足
事前相談申込み	プロセス完了後に回答	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセスによって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始 ・ただし、プロセスの完了前であっても、「発電設備等設置場所から連系点（想定）までの直線距離」は、申込者が希望する場合は回答可能
接続検討申込み	プロセス完了後に回答	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセスによって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始
契約申込み、意思表示書の提出	受付不可	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセスの開始によって当該申込者の接続検討回答の前提とした系統状況から変動が生じているため

- ・事前相談及び接続検討申込みについては、電源接続案件募集プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始いたします。そのため、通常の場合と比べて、回答時期が遅延する可能性があることをご理解ください。なお、事前相談においては、事前相談申込者の希望に応じ、同プロセスの完了前においても「発電設備等設置場所から連系点(想定)までの直線距離」のみ回答することは可能ですので、事前相談申込み時にご希望をお伝えください。
- ・契約申込みについては、接続検討の回答を受領している場合であっても、電源接続案件募集プロセス開始によって、回答時点から系統状況が変動しているため、受け付けられません^{※50}。

※50 FIT法に係る告示に規定する接続申込みを行っている系統連系希望者が契約申込みを行った場合や、同時申込みを行っている系統連系希望者が意思表示書の提出を行った場合も同様に受け付けられません。

- (2) 電源接続案件募集プロセスの開始に伴う申込み済みの接続検討申込みの取扱い
- ・接続検討申込済みで回答未受領（未回答）の系統連系希望者が、電源接続案件募集プロセスに応募しない場合には、接続検討の申込みを取り下げることができます。この場合、当該系統連系希望者に対して、東北電力から受領済みの検討料を返金します（ただし、振込手数料は系統連系希望者の負担とします）。なお、接続検討の申込みを取り下げない場合で電源接続案件募集プロセスに応募しないときは、前記（1）の場合と同様に、同プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始いたします。
- (3) その他
- ・電源接続案件募集プロセスにおいては、募集対象エリアにおいて想定される連系希望量と対策工事の経済性等を考慮した合理的な増強規模となることを志向

しています。そのため、同プロセス完了後に当該送電系統の更なる増強が必要となる場合は、接続検討（第2段階）の回答における工事費負担金が高額となることがあります。

- ・電源接続案件募集プロセス成立後の接続検討の結果、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となり、系統連系希望者が共同負担者の募集を希望する場合であっても、電源接続案件募集プロセスの成立によって設備対策を共用する系統連系希望者が減少しているため、プロセスの成立に足りる応募が見込めない可能性があります。

6. 10 本募集要領に記載の無い事項について

- ・本募集要領に記載の無い事項については、本機関の業務規程及び送配電等業務指針、本機関のHPに公表する内容^{※51}、東北電力が定める託送供給等約款、並びに関連諸法令によるものといたします。
- ・本募集要領の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取扱いを検討し、関係する応募者等に通知又は公表いたします。

※51 本機関HP「電源接続案件募集プロセスのご案内」
https://www.occto.or.jp/keito/akusesu/boshu_process.html

以 上

別紙 1 対象設備、対策工事内容

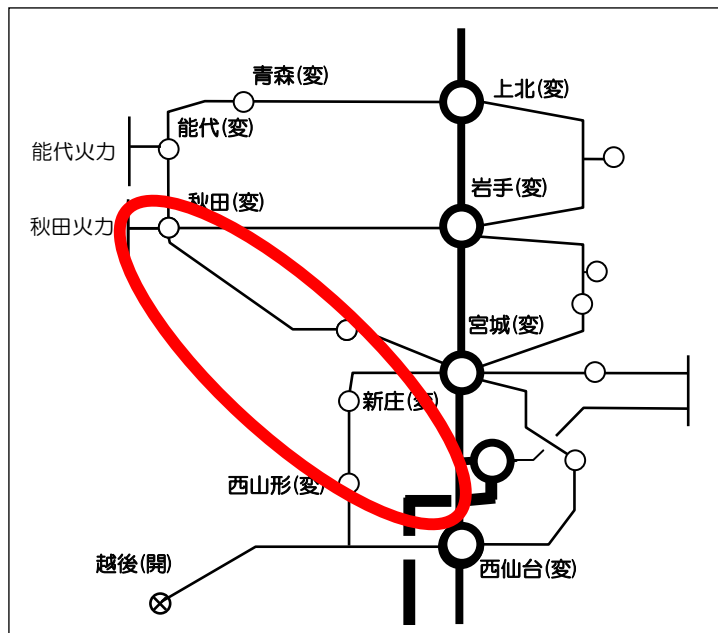
1 入札対象工事名称

秋田地区から西仙台変電所までの500kVルート構築

2 工事的必要性と対策工事規模

- 電源接続案件募集プロセス開始申込みがなされた発電設備等が連系することにより、275kV基幹送電線の潮流が設備容量を超過することから、275kV以上の基幹系統の増強が必要となります。
- しかし、具体的な対象設備及び対策工事の内容は、各発電設備の容量及び連系地点を確定する必要があります。しかし、現時点において、応募及び入札される各発電設備の容量及び連系地点が未定であり、対策設備及び対策工事が確定できないことから、経済産業省の第8回系統ワーキンググループ（平成28年10月14日）にて提示された接続契約申込書が提出済であるが送電系統の容量を未確保の案件（約280万kW）に基づき必要と想定される500kVルート構築を対策工事といたします。

3 工事概要図



4 対策工事内容

設備区分	項目	新設	建替・張替・ 取替	改造・改修	備考（仕様等）
送電設備 変電設備 その他	500kV ルート構築	—	—	—	500kV

別紙2 募集対象エリア

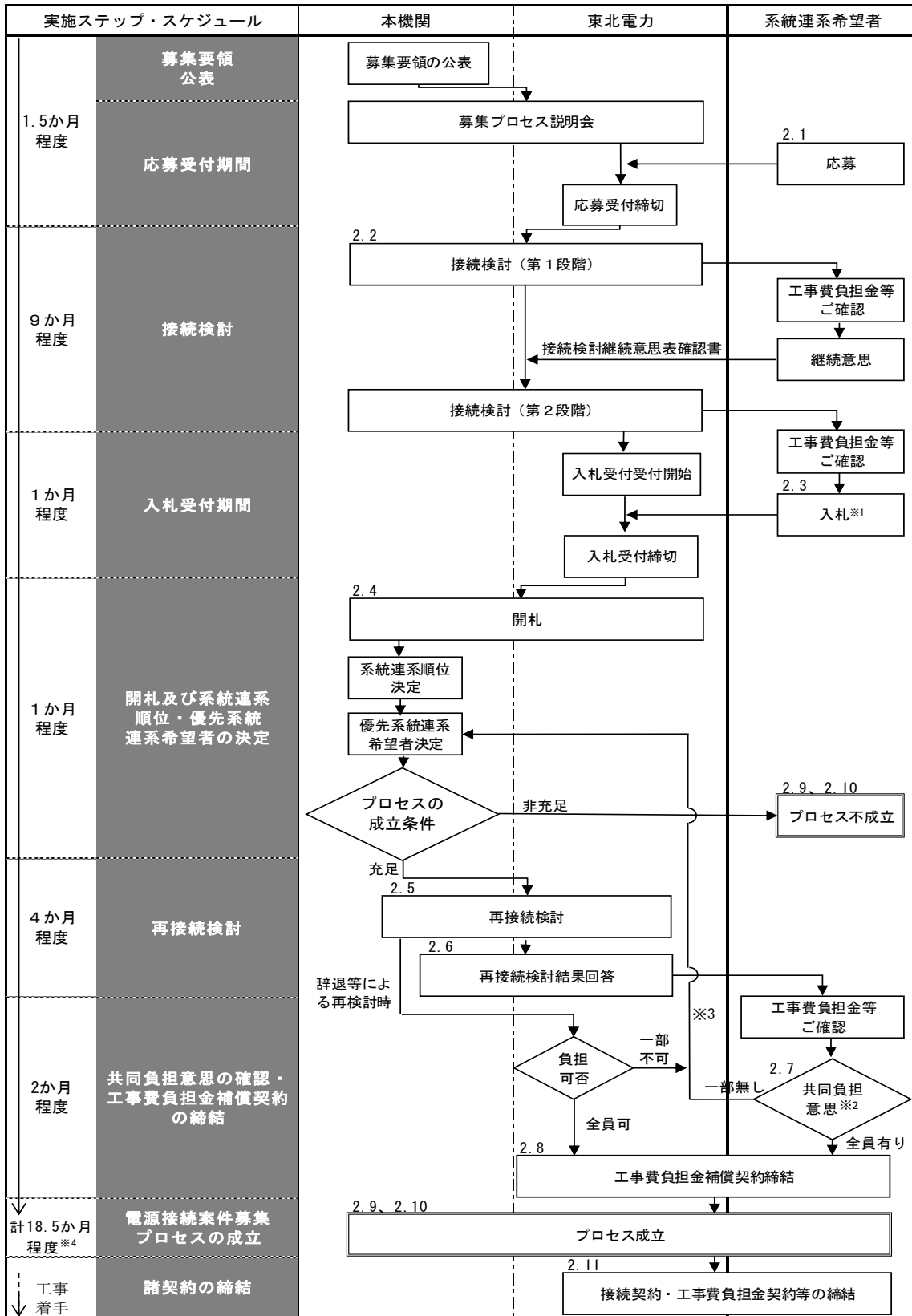
- ・青森県：全域
- ・岩手県：全域
- ・秋田県：全域
- ・宮城県：気仙沼市全域，本吉郡南三陸町全域

注) 上記以外のエリアにおいても対象となる場合がありますので、詳細は東北電力にお問合せください(別紙4「3 問合せ」参照)。

[募集対象エリア図]



別紙3 電源接続案件募集プロセスの流れ



※1 入札時には第1次保証金をお振込みいただきます。
 ※2 「共同負担意思あり」の場合は、あわせて負担可能上限額(入札負担金額を除く)を回答いただくとともに、第2次保証金をお振込みいただきます。
 ※3 辞退等した優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定します。
 ※4 優先系統連系希望者の辞退による再度の再接続検討などにより期間が変更となる可能性があります。

別紙4 提出・問合せ先（窓口）

1 応募申込書・接続検討申込書

（1）売電先が東北電力のもの

【特別高圧での連系】

- ・東北電力株式会社 青森支店 お客さま本部（お客さまサービス）
〒030-8560 青森県青森市港町二丁目12番19号
電話：017（742）2191（代）
- ・東北電力株式会社 岩手支店 お客さま本部（お客さまサービス）
〒020-8521 岩手県盛岡市紺屋町1番25号
電話：019（653）2115（代）
- ・東北電力株式会社 秋田支店 お客さま本部（お客さまサービス）
〒010-0951 秋田県秋田市山王五丁目15番6号
電話：018（863）3151（代）
- ・東北電力株式会社 宮城支店 お客さま本部（お客さまサービス）
〒980-6004 宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号
住友生命仙台中央ビル5階
電話：022（225）2141

【高圧での連系】

《青森支店管内》【東北電力コールセンター：TEL 0120（175）466】

- ・東北電力株式会社 むつ営業所（お客さまサービス課）
〒035-0071 青森県むつ市小川町二丁目3番7号
- ・東北電力株式会社 青森営業所（お客さまサービス課）
〒030-8580 青森県青森市本町一丁目3番9号
- ・東北電力株式会社 五所川原営業所（お客さまサービス課）
〒037-0041 青森県五所川原市字田町113-1
- ・東北電力株式会社 三沢営業所（お客さまサービス課）
〒033-0001 青森県三沢市中央町一丁目5番4号
- ・東北電力株式会社 十和田営業所（お客さまサービス課）
〒034-8565 青森県十和田市西三番町7番1号
- ・東北電力株式会社 弘前営業所（お客さまサービス課）
〒036-8555 青森県弘前市大字本町1番地
- ・東北電力株式会社 八戸営業所（お客さまサービス課）
〒031-8550 青森県八戸市大字堤町11-2

《岩手支店管内》【東北電力コールセンター：TEL 0120（175）466】

- ・東北電力株式会社 二戸営業所（お客さまサービス課）
〒028-6101 岩手県二戸市福岡字五日町20
- ・東北電力株式会社 久慈営業所（営業グループ）
〒028-0021 岩手県久慈市門前第4地割1-1
- ・東北電力株式会社 盛岡営業所（お客さまサービス課）
〒020-8521 岩手県盛岡市紺屋町1番25号
- ・東北電力株式会社 宮古営業所（お客さまサービス課）
〒027-0091 岩手県宮古市築地二丁目2番33号
- ・東北電力株式会社 遠野営業所（営業グループ）
〒028-0527 岩手県遠野市大工町3番34号
- ・東北電力株式会社 釜石営業所（お客さまサービス課）
〒026-0055 岩手県釜石市甲子町第10地割210-3
- ・東北電力株式会社 花北営業所（お客さまサービス課）
〒024-0094 岩手県北上市本通り四丁目11番12号
- ・東北電力株式会社 水沢営業所（お客さまサービス課）
〒023-0816 岩手県奥州市水沢区西町5番27号
- ・東北電力株式会社 大船渡営業所（営業グループ）
〒022-8691 岩手県大船渡市盛町字内の目11-10
- ・東北電力株式会社 一関営業所（お客さまサービス課）
〒021-0885 岩手県一関市田村町8番10号

《秋田支店管内》【東北電力コールセンター：TEL 0120（175）466】

- ・東北電力株式会社 大館営業所（お客さまサービス課）
〒017-0895 秋田県大館市字長倉126番地
- ・東北電力株式会社 能代営業所（お客さまサービス課）
〒016-0816 秋田県能代市富町4番36号
- ・東北電力株式会社 鹿角営業所（営業グループ）
〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字柳田31
- ・東北電力株式会社 秋田営業所（お客さまサービス課）
〒010-8588 秋田県秋田市中通二丁目1番11号
- ・東北電力株式会社 大曲営業所（お客さまサービス課）
〒014-0013 秋田県大仙市朝日町16番15号
- ・東北電力株式会社 本荘営業所（お客さまサービス課）
〒015-0875 秋田県由利本荘市砂子下6
- ・東北電力株式会社 横手営業所（お客さまサービス課）
〒013-0037 秋田県横手市前郷二番町11番24号

《宮城支店管内》【東北電力コールセンター：TEL 0120（175）466】

- ・東北電力株式会社 気仙沼営業所（お客さまサービス課）
〒988-0084 宮城県気仙沼市八日町二丁目1番15号

（2）売電先が東北電力以外又は未定のもの

- ・東北電力株式会社 ネットワークサービスセンター
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目2番3号 仙台MTビル8F
電話：0570-783501

2 入札書・入札申込書提出先

- ・東北電力株式会社 ネットワークサービスセンター
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目2番3号 仙台MTビル8F
電話：0570-783501

3 問合せ

- ・電源接続案件募集プロセスに関するご質問は、本機関のお問合せフォーム又は東北電力問合せ専用メールアドレスにメールにてお問合せください。

広域機関：https://www.occto.or.jp/contact/anken_boshu-form.html

東北電力：[bosyu-p.df@tohoku-epco.co.jp]

又は [boshu-p.df@tohoku-epco.co.jp]

別紙5 入札対象工事実施後における募集対象エリアの空容量マッピング

1. 青森県内の66kV以下の系統

(1) 系統図

「別添1 青森県内の特別高圧の系統（66kV以下）」を参照

(2) 空容量

「別添5 青森県内の空容量（66kV以下系統）」を参照

2. 岩手県内の66kV以下の系統

(1) 系統図

「別添2 岩手県内の特別高圧の系統（66kV以下）」を参照

(2) 空容量

「別添6 岩手県内の空容量（66kV以下系統）」を参照

3. 秋田県内の66kV以下の系統

(1) 系統図

「別添3 秋田県内の特別高圧の系統（66kV以下）」を参照

(2) 空容量

「別添7 秋田県内の空容量（66kV以下系統）」を参照

4. 宮城県内の66kV以下の系統

(1) 系統図

「別添4 宮城県気仙沼地区の特別高圧の系統（66kV以下）」を参照

(2) 空容量

「別添8 宮城県気仙沼地区の空容量（66kV以下系統）」を参照

別紙6 入札・系統連系順位等に関する補足

1. 最低入札負担金単価について

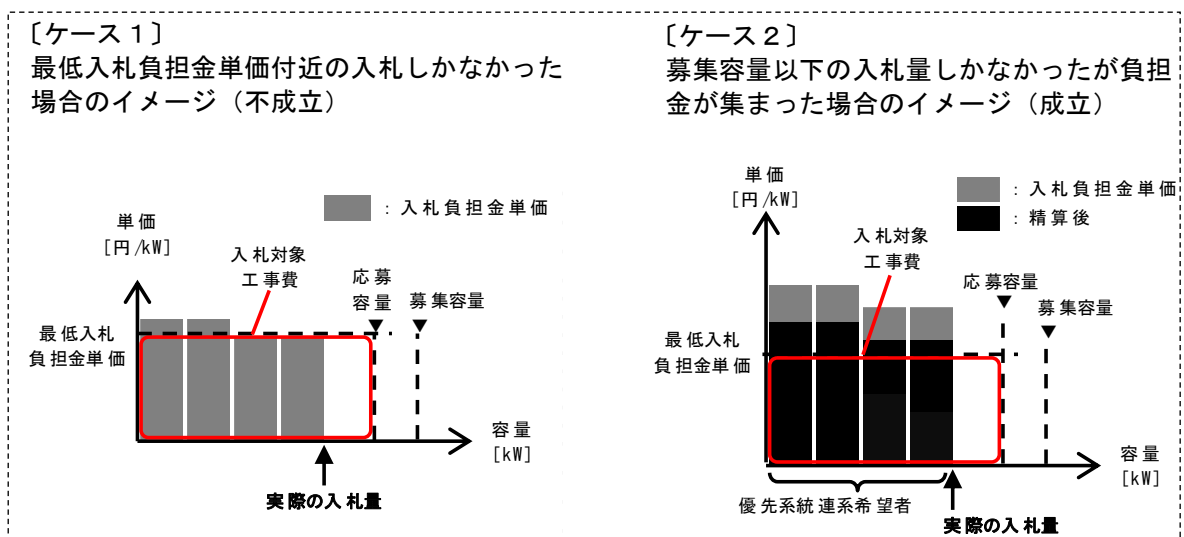
- 入札にあたっては、電源接続案件募集プロセスの成立性を考慮し、最低入札負担金単価を設けます。
- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を応募容量で除した単価といたします。ただし、新費用負担ルール適用者については、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となることを踏まえ、当該系統連系希望者の電源種別ごとの一般負担の上限額を踏まえた一般負担単価を控除した金額を最低入札負担金単価とします。このため、電源種別ごとに最低入札負担金単価が異なる場合があります。
- 最低入札負担金単価については、接続検討の回答に併せてお知らせいたしますので、新費用負担ルール適用者の方は、十分ご確認の上、最低入札負担金単価以上の単価で、入札くださいますようお願いいたします。

[お知らせイメージ]

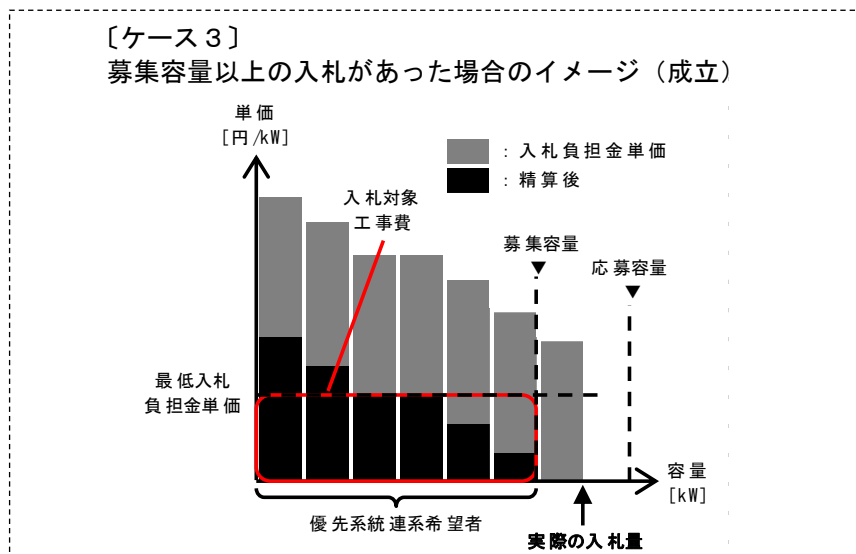
適用される 費用負担ルール	電源種別	最低入札 負担金単価 [万円/kW]
新費用負担ルール	バイオマス（専焼）	●.●
	地熱	●.●
	バイオマス（石炭混焼）	●.●
	バイオマス（LNG混焼）	
	原子力	
	石炭火力	
	LNG火力	●.●
	小水力	
	廃棄物（バイオマス(専焼)を除く）	
	一般水力	●.●
	バイオマス（石油混焼）	●.●
	石油火力	
	洋上風力	
	陸上風力	●.●
	太陽光	●.●
旧費用負担ルール	F I T電源	●.●

2. 最低入札負担金単価と電源接続案件募集プロセスにおける入札の成否について

- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を応募容量で除した単価を基準に設定いたしますが、実際の入札においては、接続検討の回答内容を踏まえ、入札を控える応募者がいることが想定されます。
- したがって、現実的には入札がなされた発電設備等の容量が応募容量を下回る可能性が大きく、その場合、入札者全員が最低入札負担金単価と同額の入札を行っていた場合であっても、入札は不成立となります（〔ケース1〕参照）。
- そこで、接続検討の回答時において、最低入札負担金単価と併せて、応募受付件数と応募容量をお知らせいたしますので、入札を成立させるためには、最低入札負担金単価を超える入札が必要となる可能性も考慮の上、入札負担金単価についてご検討ください。



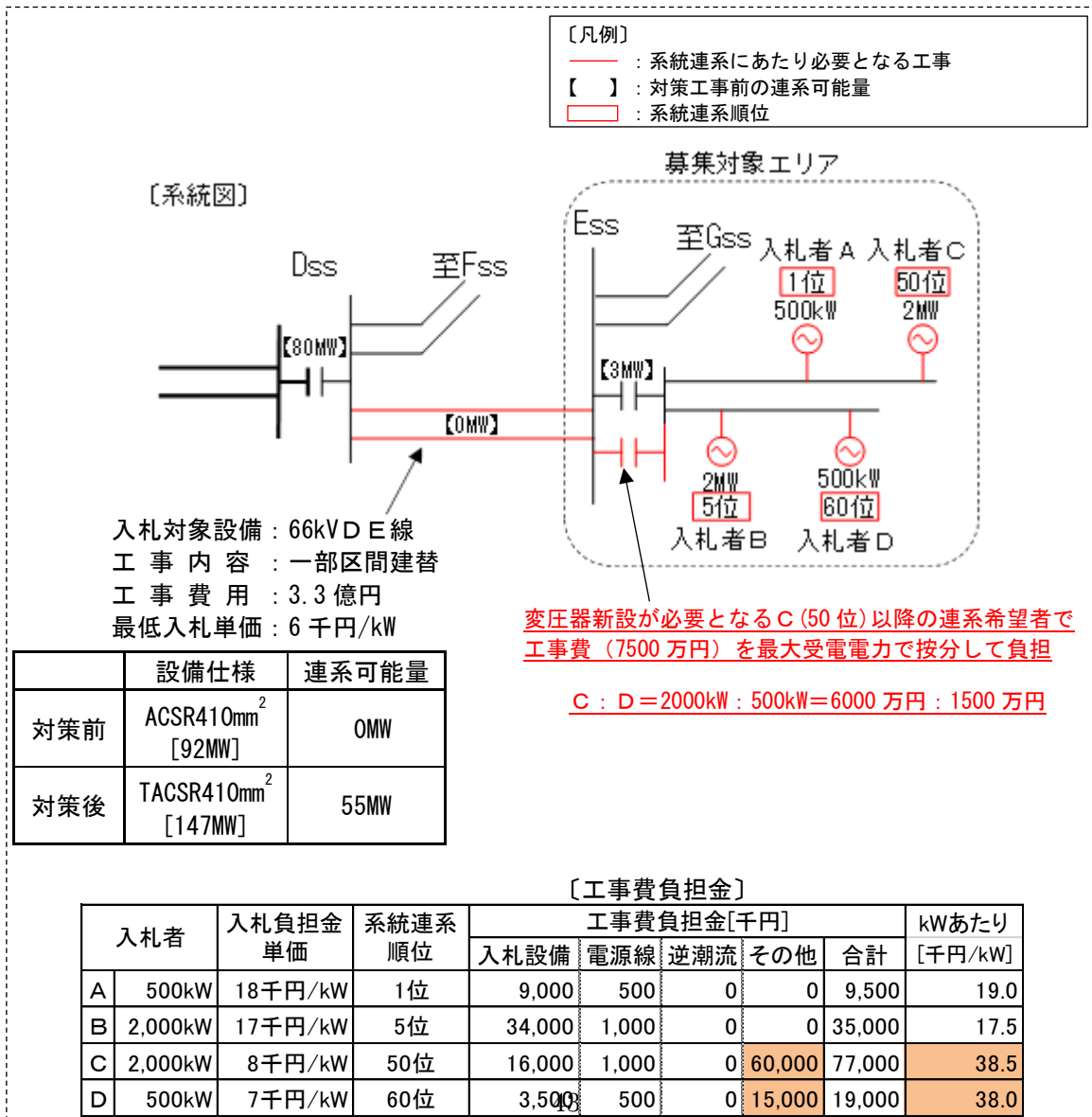
（参考）募集容量以上の入札があった場合は、募集容量の範囲内で、入札負担金単価が高い順に連系できます。〔ケース3〕



3. 優先系統連系希望者の決定について

- 入札負担金単価が高い順に、募集対象エリア内の系統連系順位を決定します。
- 系統連系順位にしたがって、募集容量の範囲内の入札者を優先系統連系希望者に決定いたします。
- 入札者の最大受電電力が、残容量（「募集容量」－「上位の優先系統連系希望者の最大受電電力の合計値」）を超過する場合には、原則として、当該入札者を優先系統連系希望者とはいたしません（応募容量の変更は認めません）。この場合、当該入札者よりも上位の系統連系順位の入札者のみを優先系統連系希望者といたします。
- 入札対象工事以外の送電系統においても、系統連系順位にしたがって、連系等を行います。したがって、入札対象工事以外の送電系統の状況によっては、系統連系順位が下位の優先系統連系希望者の方が工事費負担金額が高額となる場合がありますので、ご注意ください。

系統連系順位の低位の方が工事費負担金額が高額となるケースの例



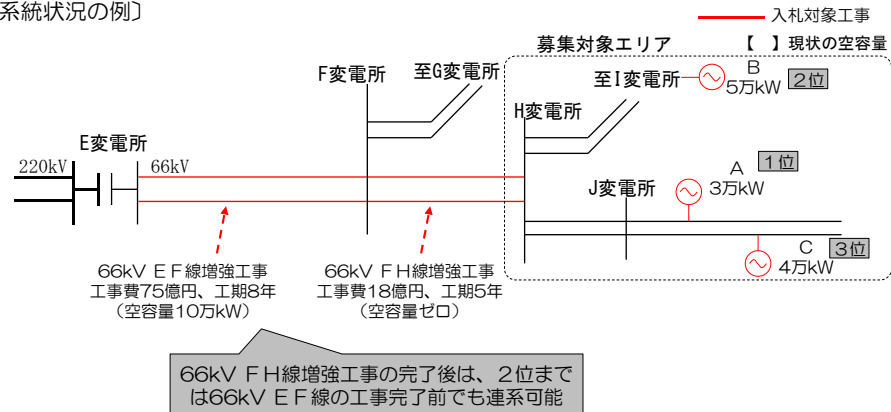
4. 入札対象工事に連系可能量（空容量）がある場合の優先系統連系希望者の連系について

- 入札対象工事について、次に示す事例のように入札対象工事の完了前に連系可能量（空容量）が生じる場合には、当該連系可能量の範囲内の系統連系順位の優先系統連系希望者は、連系可能とします※1※2。
- 上記のように連系可能となる場合、当該優先系統連系希望者には再接続検討の回答においてお知らせします。

- ※1 優先系統連系希望者が実際に連系するにあたっては、当該優先系統連系希望者の連系に必要な電源線工事やその他供給設備工事等が完了している必要があります。
- ※2 優先系統連系希望者の最大受電電力が、残容量（「入札対象工事完了前の連系可能量（空容量）」－「上位の優先系統連系希望者の最大受電電力の合計値」）を超過する場合には、原則として、入札対象工事完了前に連系することはできません。

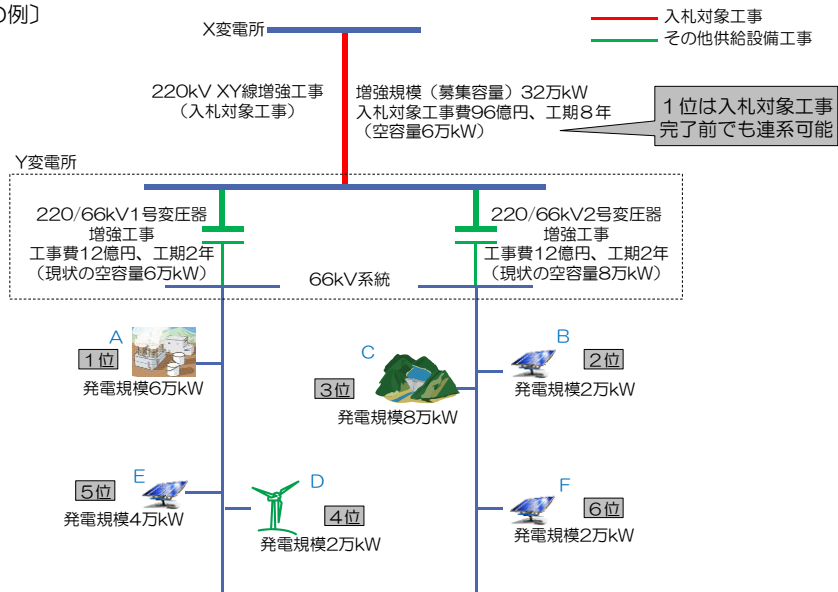
〔事例1〕 入札対象工事が複数の工事で成り立っている場合で、一部の対策工事が完了すると連系可能量（空容量）が一部増加する場合

〔系統状況の例〕



〔事例2〕 電源接続案件募集プロセスの開始以降に既契約申込者が契約申込みを取り下げた等により、連系可能量（空容量）が生じる場合

〔系統状況の例〕



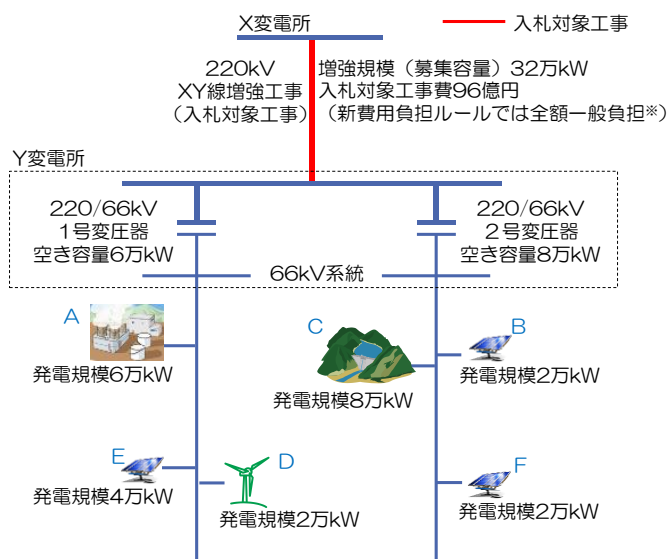
電源接続案件募集プロセスにおける 系統連系順位の決定 及び 工事費負担金算定イメージ (例示)

算定モデル

1

本資料では、工事費負担金の算定例として、次の系統及び入札負担金単価をモデルケースとして、発電事業者Cの工事費負担金（一般負担の上限超過額を含む。）を算定する。

〔系統状況〕



〔入札状況〕

発電事業者	適用される費用負担ルール	入札負担金単価 [万円/kW]
A (地熱)	新ルール	2.0
B (太陽光)	旧ルール	5.0
C (一般水力)	新ルール	1.5
D (陸上風力)	新ルール	2.0
E (太陽光)	新ルール	1.5
F (太陽光)	新ルール	1.5

※一般負担の上限を考慮する前の費用算定

- 新費用負担ルール適用者の入札負担金単価を補正のうえ、入札負担金単価が高い順に系統連系順位を決定

$$\begin{aligned} & \text{新費用負担ルール適用者の工事費負担金単価 (補正後)} \\ & = \text{入札負担金単価} + \text{当該入札者の一般負担単価}^* \end{aligned}$$

※ 当該入札者の一般負担単価 [円/kW]

$$\begin{aligned} & = \text{入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額 [円]} \\ & \quad / \text{優先系統連系希望者の最大受電電力の合計 [kW]} \end{aligned}$$

ただし、当該入札者の電源種別の一般負担の上限を超える場合は、一般負担の上限額。

(参考) 一般負担の上限額

電源種別	一般負担の上限額 ^{*1}
バイオマス(専焼) ^{*2}	4.9万円/kW
地熱	4.7万円/kW
バイオマス(石炭混焼)	4.1万円/kW
バイオマス(LNG混焼)	4.1万円/kW
原子力	4.1万円/kW
石炭火力	4.1万円/kW
LNG火力	4.1万円/kW
小水力 ^{*3}	3.6万円/kW
廃棄物(バイオマス(専焼)を除く)	3.3万円/kW
一般水力 ^{*4}	3.0万円/kW
バイオマス(石油混焼)	2.3万円/kW
石油火力	2.3万円/kW
洋上風力	2.3万円/kW
陸上風力	2.0万円/kW
太陽光	1.5万円/kW

※1: 税抜き ※2: バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む

※3: 1,000kW以下 ※4: 1,000kWを超えるもの

(広域機関HPに掲載)

本モデルケースにおける系統連系順位の決定

4

- 新費用負担ルールにおける一般負担単価
 = 入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額
 / 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計
 = 96億円 / 24万kW = 4.0万円/kW
- 新費用負担ルール適用者について、入札負担金単価に上記によって算出された一般負担単価を発電種別ごとの一般負担の上限額を限度として加算した上で、単価が高い順に系統連系順位を決定

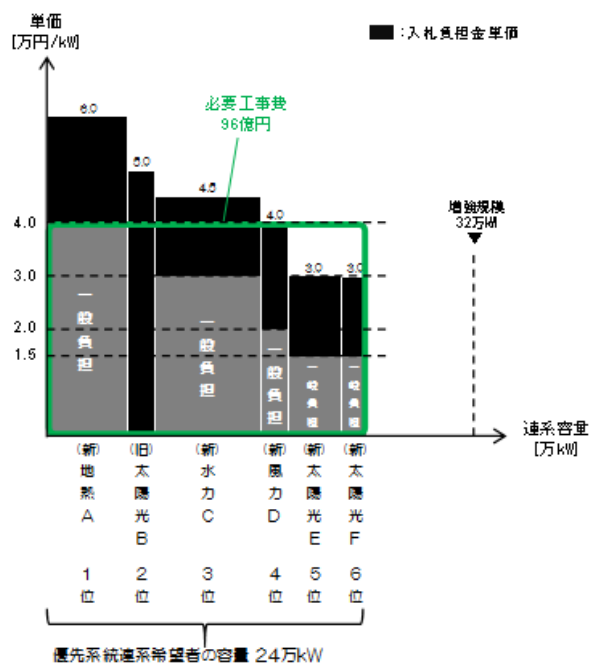
発電事業者	発電規模 [万kW]	入札負担金単価 [万円/kW]	一般負担単価 [万円/kW]	入札負担金単価 (補正後) [万円/kW]	系統連系順位	優先系統連系希望者
A (地熱)	6	2.0	4.0	6.0	1	○
B (太陽光)	2	5.0	(旧ルール)	5.0	2	○
C (一般水力)	8	1.5	3.0 (上限)	4.5	3	○
D (陸上風力)	2	2.0	2.0 (上限)	4.0	4	○
E (太陽光)	4	1.5	1.5 (上限)	3.0	5*	○
F (太陽光)	2	1.5	1.5 (上限)	3.0	6*	○
合計	24	—	—	—	—	—

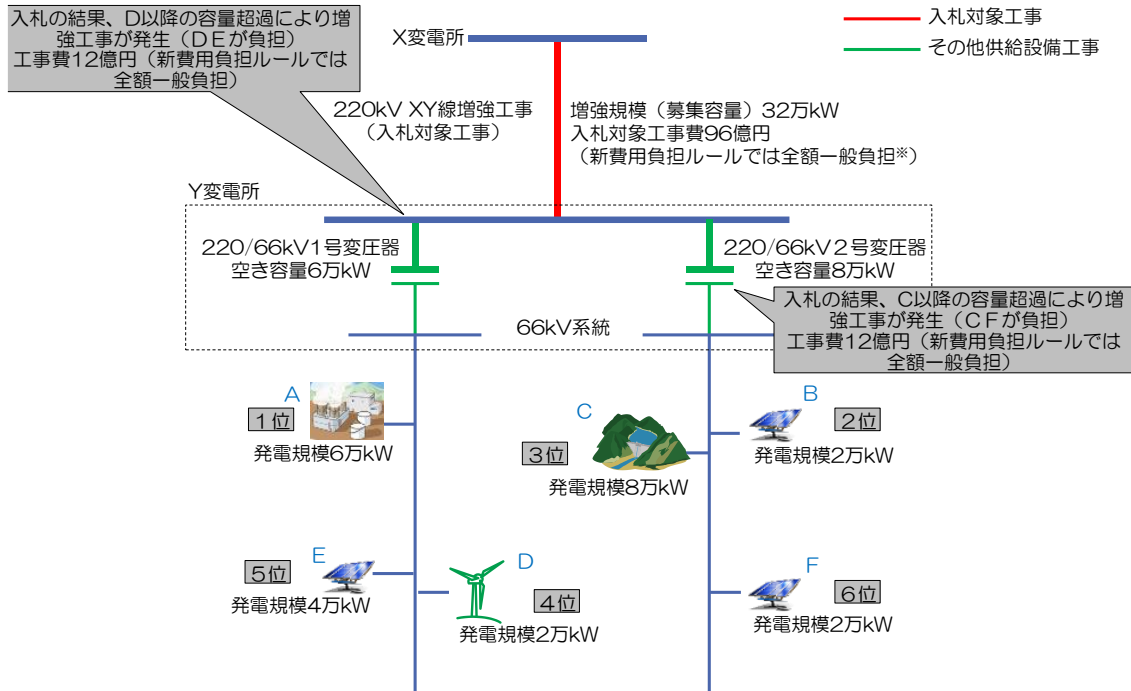
※ 抽選によりEが5位、Fが6位となったと仮定

本モデルケースにおける系統連系順位の決定

5

〔①入札対象工事（220kV X Y線増強工事）〕

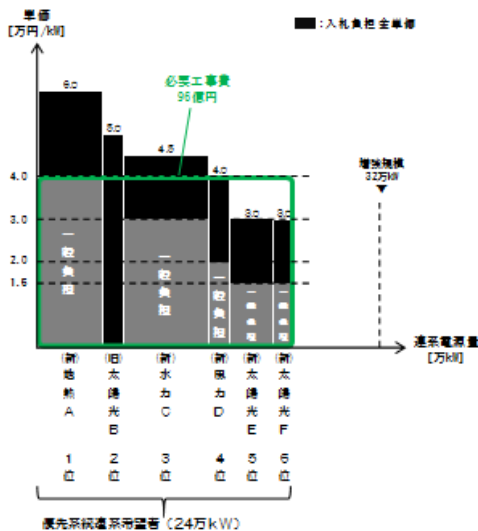




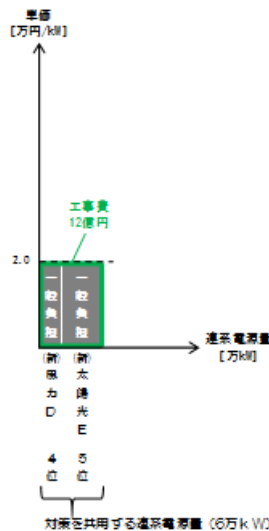
※一般負担の上限を考慮する前の費用算定

工事費負担金の算定イメージ（再接続検討時）

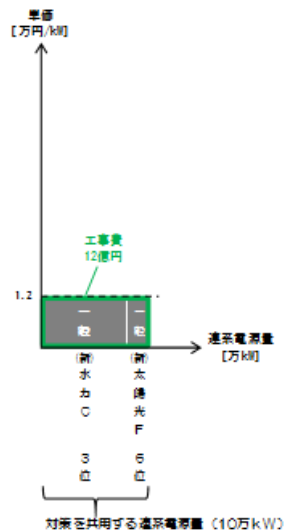
〔①入札対象工事（220kV XY線増強工事）〕



〔②その他供給設備工事（Y変電所1号変圧器増強工事）〕

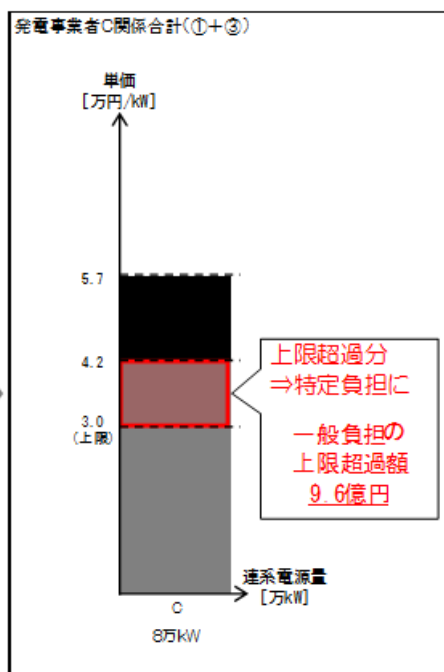
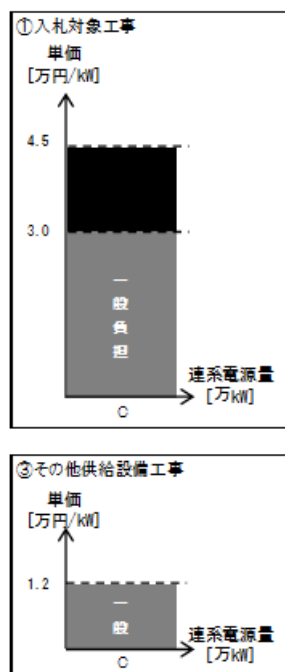


〔③その他供給設備工事（Y変電所2号変圧器増強工事）〕



注) 一般負担の上限超過額算定前

【工事費負担金の算定イメージ（発電事業者Cの場合）】



発電事業者Cの
工事費負担金
= 新ルールにおける
特定負担
+
一般負担の
上限超過額
= 12億円
+ 9.6億円
= **21.6億円**

別紙8 応募容量が募集容量を超過した場合の入札方法について

- 応募容量が募集容量を超過している場合は、原則として※¹、入札対象工事として、「募集要領に記載の増強工事」に加えて「全ての応募者が連系可能な増強工事」等※²の増強工事を入札において提示します。
- この場合の入札方法等は次のとおりです。

1. 入札方法

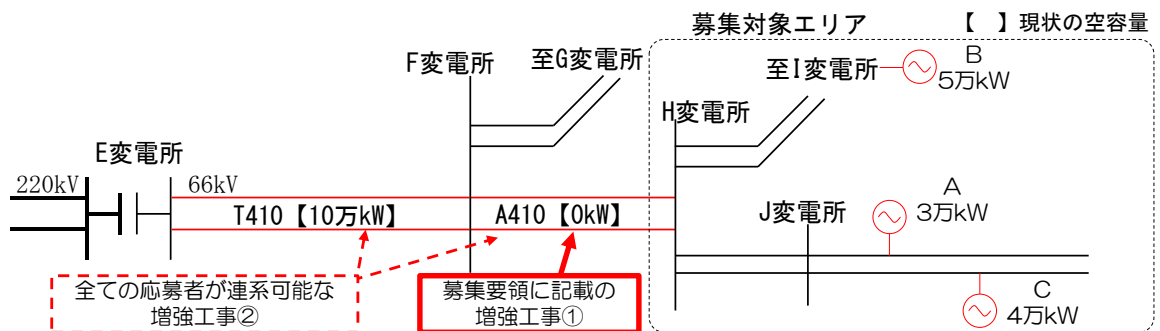
入札者は工事費・工期などから上位系統対策として負担可能な額（入札額）にて、希望する入札対象工事に入札申込みを行う。

2. 対策工事決定方法

原則として、入札の成立条件を満足した増強工事のうち、最も連系可能量が大きい増強工事を入札対象工事とし、以降のプロセスを進める。

- ※¹ 超過量が僅少で入札段階では募集容量以下となる蓋然性が高い又は「全ての応募者が連系可能な増強工事」が著しく高額等により「全ての応募者が連系可能な増強工事」を入札対象工事としたとしても入札が成立しない蓋然性が高いと広域機関が判断した場合は、「全ての応募者が連系可能な増強工事」を入札対象工事として提示しない場合があります。
- ※² 「募集要領に記載の増強工事」「全ての応募者が連系可能な増強工事」に加えて、他の増強工事案を入札対象工事として提示する場合があります。

[系統状況の例]



[入札状況の例]

入札者	入札額(単価)	入札申込み	
		増強工事① (+9万kW、18億円、5年)	増強工事② (+13万kW、93億円、8年)
A	3万kW 8万円/kW	○ (1位)	○
B	5万kW 4万円/kW	○ (2位)	×
C	4万kW 2万円/kW	○ (ただし、落選)	×
総額	—	当選者ABで4.4億円(成立)	24億円(不成立)

別紙9 入札の成立条件を満たさない場合における対応について

○優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合、入札の成立に向けて、原則として※1、次の取り組みを行います。

※1 記載の内容以外にも成立に向けた取り組みを行う場合があります。

〔ステップ1〕系統増強規模の縮小（縮小できる増強工事案がある場合）

○入札対象工事の規模を縮小することにより、連系可能量が減少するものの、必要工事費を低減することで、一部又は全ての入札者を優先系統連系希望者として入札の成立条件を満たすことを志向します。

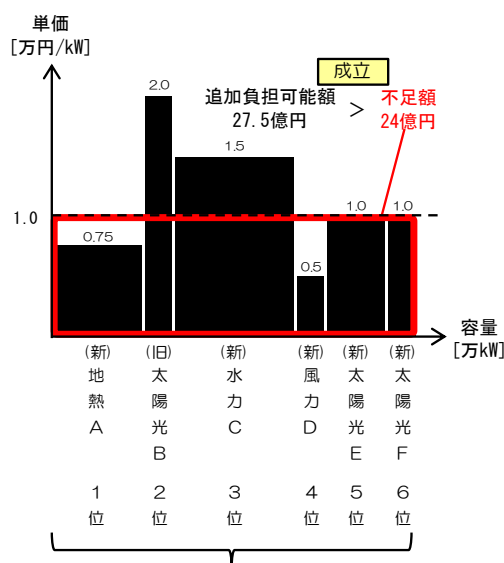
〔ステップ2〕追加負担可能額の確認

○優先系統連系希望者に、入札を成立させるために必要な額（「増強工事費」と「優先系統連系希望者の入札額の合計」の差）を通知の上、入札額に加えて負担可能な額（追加負担可能額）を確認し、追加負担可能額の合計が必要額を充足することにより、入札の成立条件を満たすことを志向します（必要額を入札者の最大受電電力で按分した額の負担可否を確認する場合があります）。

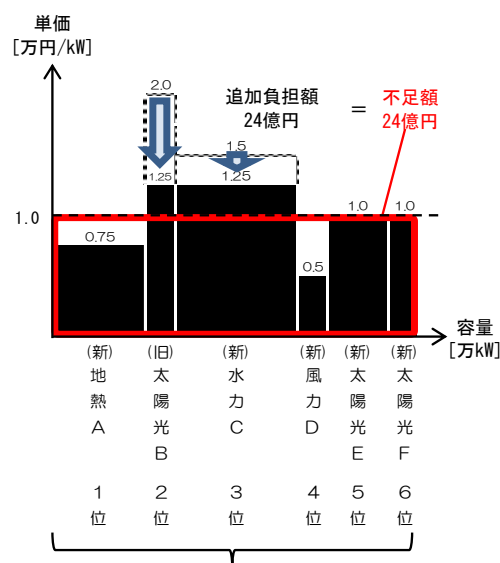
- ・追加負担可能額に対しては、追加の第1次保証金（入札保証金）を求めません。
- ・系統連系順位は、追加負担可能額にかかわらず、当初の入札時の入札負担金単価に基づき付与された順位とします（追加負担可能額によって系統連系順位を見直すことはありません）。
- ・追加負担可能額の確認の結果、入札の成立条件を満足した場合、必要額を追加負担可能額の合計が超過した額については、工事費負担金契約における工事費負担金の補正において、多くの追加負担可能額（単価）を申し出た優先系統連系希望者から減額補正を行います。

〈例〉追加負担可能額の減額補正イメージ

〔追加負担可能額確認結果〕



〔工事費負担金契約時〕



〔ステップ3〕再入札（縮小できる増強工事案がある場合）

○ 系統増強規模の縮小（ステップ1）や追加負担可能額の確認（ステップ2）を行ってもなお、入札の成立条件を満たさない場合、当初の入札において入札申込みがなされた容量を考慮の上、入札対象工事の規模を縮小し、全ての応募者を対象に、再度、入札（以下「再入札」という。）を行い、当初の入札対象工事が長期である等の理由で入札を控えていた応募者が、縮小した増強工事案では短期である等の理由で再入札に入札申込みを行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。

- ・ 再入札を行う場合、当初の入札において付与された系統連系順位は無効となり、再入札時の入札負担金単価により改めて付与されます。

そのため、当初の入札では連系可能量の範囲内であるとして優先系統連系希望者であった応募者が、連系可能量の減少や当初の入札時の入札辞退者が入札することにより、非優先系統連系希望者となる場合があります。

- ・ 縮小された増強工事案は、当初の入札対象工事よりも必要工事費は低減するものの、連系可能量も減少するため、最低入札負担金単価が高くなる場合があります。
- ・ 電源接続案件募集プロセスにおいて暫定的に確保する送電系統の容量として、縮小した増強工事案の連系可能量を上限に、再入札において入札申込みがなされた容量を確保します。ただし、当初の入札締切以降に同プロセス周辺エリア等の他の系統連系希望者により契約申込みがなされたことによって同プロセスの上位系統の送電系統の容量が確保された場合は、当初の入札により確保されている容量が、再入札における連系可能量となる場合があります。
- ・ 第1次保証金については、当初の入札時より入札負担金単価を増額する場合は差額の第1次保証金を申し受けます。なお、当初の入札時から減額する場合、その差額については、同プロセスの完了後、入札申込書（様式3-2）に記載の口座に返金します*² *³。
- ・ 再入札でも入札の成立条件を満たさない場合、更なる系統増強規模の縮小（ステップ1）や追加負担可能額の確認（ステップ2）を行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。

※2 当該系統連系希望者が優先系統連系希望者として電源接続案件募集プロセスが成立した場合は、当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当します。

※3 当初の入札に入札申込みした系統連系希望者が、再入札に入札申込みしない場合も同様です。

〔留意事項〕

- 本資料における対応については、あくまでも入札の成立条件を満たさない場合における予備的な対応としての位置づけです。このため、入札不成立時の対応が必要となった場合に、該当する系統連系希望者に対し、手続等について別途ご案内します。
- 追加負担可能額の確認（ステップ2）や再入札（ステップ3）を考慮して、入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の入札行動が考えられますが、当初の入札が形骸化して不要に追加負担可能額の確認や再入札を行うことによる電源接続案件募集プロセスの遅延を防止するため、当初の入札（系統連系順位）が尊重される（当初の入札が形骸化しない）ルールとしております。（次ページのリスク①、②及び③を参照）
- 入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の場合、次のとおり、入札者自身及び電源接続案件募集プロセス全体の不利益が考えられますので、当初の入札時から、事業性等から合理的に許容される入札負担金単価にて入札ください。

①系統連系順位が低く、結果として入札者の工事費負担金が高額となるリスク

- ・系統連系順位は当初の入札における入札負担金単価により付与されます。そのため、入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価より低い単価で入札した結果として入札不成立となり、追加負担可能額の確認において多額の追加負担を行うことにより入札成立した場合でも、当初から入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価で入札した場合の系統連系順位より低い系統連系順位となっており、その結果、その他供給設備工事等の工事費負担金が高額となる場合があります（別紙6参照）。

②系統連系順位が低く、増強規模縮小にて成立した場合に入札者が連系できなくなるリスク

- ・系統増強規模の縮小（ステップ1）により入札成立する場合、追加負担可能額の確認において多額の追加負担を行おうと考えていても、系統連系順位が低い場合、減少した連系可能量の範囲外の系統連系順位の系統連系希望者は、非優先系統連系希望者となるおそれがあります。
- ・なお、募集時点では系統連系希望者の接続系統や系統連系順位等が具体的でないため系統増強規模の縮小案がないと考えられた場合でも、入札後に入札者の接続系統や系統連系順位等に応じて具体的に検討した場合には系統増強規模の縮小が可能となる場合があります。

〈例〉入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価より低い単価で入札したことによる連系可否等

入札者Cが様子見の単価2万円/kWで入札した場合

入札者	入札額(単価)	順位	入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円)	増強規模 縮小	縮小後の増強工事 〔送電線一部建替〕 (+4万kW、8億円)
A 1万kW	3万円/kW	1位	○(優先系統連系希望者)		○(優先系統連系希望者)
B 2万kW	2.5万円/kW	2位	○(優先系統連系希望者)		○(優先系統連系希望者)
C 3万kW	2万円/kW	3位	○(優先系統連系希望者)		×(非優先系統連系希望者)
総額	—		14億円(不成立)		入札者ABで8億円(成立)

⇒ 入札者Cは連系できない

入札者Cが単価2.7万円/kWで入札した場合

入札者	入札額(単価)	順位	入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円)	増強規模 縮小	縮小後の増強工事 〔送電線一部建替〕 (+4万kW、8億円)
A 1万kW	3万円/kW	1位	○(優先系統連系希望者)		○(優先系統連系希望者)
B 2万kW	2.5万円/kW	3位	○(優先系統連系希望者)		×(非優先系統連系希望者)
C 3万kW	2.7万円/kW	2位	○(優先系統連系希望者)		○(優先系統連系希望者)
総額	—		16億円(不成立)		入札者ACで11億円(成立)

⇒ 入札者Cは連系できるものの、系統連系順位は2位のため、結果としてその他供給設備工事等の工事費負担金が高額となるおそれ。

入札者Cが事業性等から合理的に許容される単価3.5万円/kWで入札した場合

入札者	入札額(単価)	順位	入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円)
A 1万kW	3万円/kW	2位	○(優先系統連系希望者)
B 2万kW	2.5万円/kW	3位	○(優先系統連系希望者)
C 3万kW	3.5万円/kW	1位	○(優先系統連系希望者)
総額	—		18.5億円(成立)

⇒ 入札者Cは連系可能。また、系統連系順位は1位。

③電源接続案件募集プロセスが遅延するリスク

- 入札の成立条件を満たさない場合の対応により、当初の入札で成立した場合に比べて時間を要することから、結果としてプロセス完了が遅れ、接続契約締結や系統接続時期まで時間を要することになります。そのため、場合によってはFIT調達価格や調達期間に影響が及ぶおそれがあります。

(参考1) 東北北部における系統状況変化について

東北北部における系統状況変化について

【系統状況について】

当社管内では、これまでの電源の系統連系の申込みにより、現状設備の系統の空容量がないため連系希望の電源を受入れることができない系統制約エリア(図1着色部分)が複数点在しておりました。

今回の情報公表では、更なる系統連系の申込みにより、北部と南部を接続する基幹送電線の一つに熱容量超過が予想されることとなり、系統制約エリアの範囲が、北部3県全域と宮城県一部にまで拡大しております(図2参照)。

当社基幹系統は、北部と南部に大別されていますが、今般、系統制約エリアとなった北部(青森・岩手・秋田県全域と宮城県沿岸北部)の送電設備は、環状系統を構成し、南部に向けて複数の基幹送電線に分流して送電しています(図3参照)。

このため、北部と南部を接続する基幹送電線に熱容量超過が予想されることの影響が環状系統全体に及び、ひいては北部全体が系統制約エリアとなったものです。

【系統連系に必要な対応】

系統制約エリア(図2着色部分)においても、追加的に系統増強工事を行い、その費用をご負担頂くことで、系統連系が可能となります。また、具体的な系統増強内容を含め、系統連系に必要な事項は、系統アクセス検討をお申込み頂くことで、検討を行い回答いたします。




図1 平成28年4月28日付公表




図2 平成28年5月31日付公表

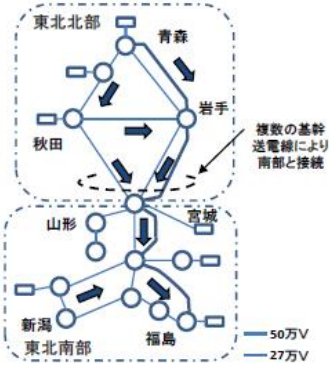



図3 系統概略図



Tohoku Electric Power

本資料の目的外の使用を禁止します。

(東北電力HPより : <https://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/04/tou.pdf>)

(別添資料1)

平成29年3月9日
東北電力株式会社

東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスと協調した 暫定的な対策による早期連系の取扱いについて

当社は、東北北部エリアの電源接続案件募集プロセス(以下「本プロセス」という。)における入札対象工事(以下「本工事」という。)の工期が長期間となることから、本プロセスと協調し、本工事完了前において、暫定的な対策による早期連系(以下「暫定連系」という。)を図ることとしました。なお、通常の見え方に加え、以下の条件を満足した場合、暫定連系が可能となります。

次に示す条件を満足する場合、本工事完了前において暫定連系を検討します。

- ・連系可能量が確保できる系統増強工事が計画されていること。(本プロセスの完了をもって、系統増強工事が計画されていると見做します)
- ・系統増強前系統に連系した場合において、事故時に1線路あるいは1変圧器が停止した場合に、当該事業者を含めた発電事業者の電源制御により、過負荷が解消できること。
- ・作業停止時においても、発電設備が連系している線路以外の線路等の過負荷が見込まれる場合、電源制御を適用すること。

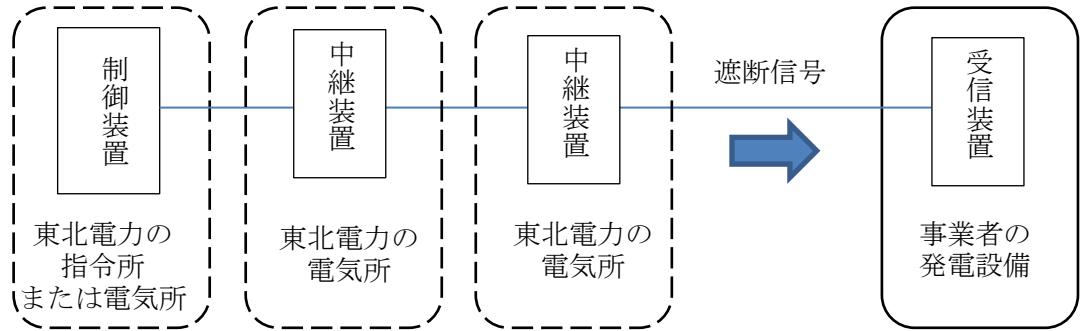
暫定連系を希望する優先系統連系希望者の容量の合計が、暫定連系の連系可能量を超過した場合は、本プロセスの系統連系順位の高い順に暫定連系を可能とする予定です。ただし、応募・入札状況や国の方針等により見直される場合もございます。詳細につきましては、別途お知らせいたします。

募集対象エリアがループ系統であることから、連系地点により系統増強対策が異なること、および暫定連系を希望する優先系統連系希望者の容量の合計により対策工事内容が異なる可能性があることから、優先系統連系希望者決定(平成30年3月頃)にあわせて、暫定連系可否を通知いたします。なお、暫定的な対策の内容は別途通知いたします。

当該案件の事業者には、系統増強費用の負担に加え、暫定的な対策にかかる費用を全て特定負担としてご負担頂きます。

《暫定的な対策の例》

例. 遮断装置



以上

平成 年 月 日

応募申込書

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成29年3月9日付募集要領を承認の上、下記のとおり応募します。

1. 発 電 場 所	
2. 受 電 地 点	
3. 最大受電電力	
4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail (上記が記載されている名刺 の貼付でも可)	

[契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が契約申込み等の維持を希望する場合]

5. 契約申込み等の維持の希望 (希望される方は□に✓印 を記入してください)	[平成27年11月6日より前に契約申込み等を行っている場合] □ 申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を 希望 ^{*1} ^{*3}
	[平成27年11月6日以後に契約申込み等を行っている場合] □ 申込み済みの契約申込みの維持を希望 ^{*2} ^{*3}

※1 費用負担ガイドライン公表日(平成27年11月6日)より前に契約申込み等をされた応募者の場合、「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択することで、契約申込み等を維持することを可能とします。なお、その場合は旧費用負担ルールが適用されます。

※2 費用負担ガイドライン公表日(平成27年11月6日)以後に契約申込みをされた応募者の場合、「申込み済みの契約申込みの維持を希望」を選択することで、契約申込みを維持することが可能です。なお、その場合は新費用負担ルールが適用されます。

※3 契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が、「5. 契約申込み等の維持の希望」において選択がない場合は、申込み済みの契約申込み等は取り下げたものとみなし、新費用負担ルールが適用されます。

申込み済みの契約申込み等に関する留意事項(募集要領より一部抜粋)

6. 2 契約申込中の系統連系希望者の応募について

・今回の募集に際しては、契約申込み等を申込み済みの系統連系希望者が電源接続案件募集プロセスに応募した場合であっても、契約申込み等を維持することは可能です。ただし、本プロセスが不成立となった場合及び本プロセスが成立した場合において優先系統連系希望者とならなかったとき(辞退したときを含む。)には、契約申込み等は無効となります。

・契約申込中の系統連系希望者が本プロセスに応募した場合、契約申込み^{*4}の受付時点において暫定的に確保した送電系統の容量(接続枠)^{*4}^{*5}を開放します^{*4}^{*6}。

※4 4 同時申込みの場合は、意思表示書の提出を指します。

※4 5 契約申込みの受付時点で確保した、送電系統における熱容量面・周波数変動面(30日等出力制御枠)等の容量を指します。

※4 6 開放した送電系統の容量(接続枠)は、いかなる事情(本プロセスが不成立となった場合や優先系統連系希望者とならなかった場合を含む。)があったとしても、応募者に戻ることはありません。

<申込み窓口 記入欄>

受付番号		受領日	
------	--	-----	--

平成 年 月 日

接続検討継続意思確認書
(接続検討の継続を希望する場合)

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成 年 月 日付接続検討（第1段階）の回答書の内容を承認した上で、平成29年 月 日付応募申込みについて継続する意思があることを表明いたします。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 発 電 場 所	
3. 受 電 地 点	
4. 最大受電電力	
5. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail (上記が記載されている名刺 の貼付でも可)	

以 上

平成 年 月 日

接続検討継続意思確認書

(接続検討の継続を希望しない場合)

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、都合により、電力広域的運営推進機関が主宰する「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」を辞退いたします。

なお、当社は、上記電源接続案件募集プロセスに関する全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った応募時の接続検討に伴う検討料が返金されないことに異議を述べません。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

【辞退の理由】 最も該当する番号に1つだけ○を付けてください。

1. 接続検討（第1段階）において示された工事費負担金が高額で、負担可能な金額より高額
2. 応募以降の事業環境の変化
3. その他

{

}

以 上

平成 年 月 日

入 札 書

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

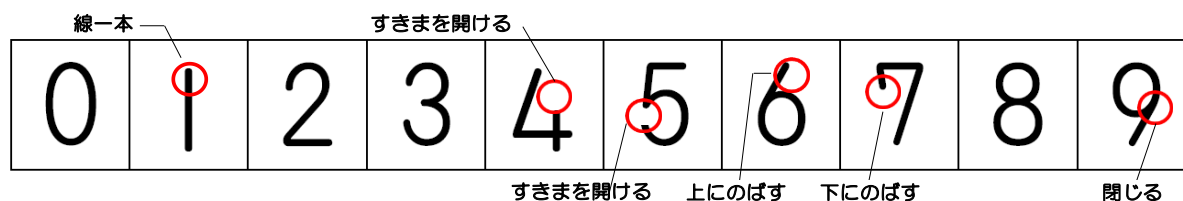
当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成29年3月9日付募集要領を承認の上、下記のとおり入札します。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 入札負担金単価*	円/kW (税抜) 〔最低入札負担金単価以上の単価で入札してください〕
3. 第1次保証金額* (入札保証金額)	円 (税込) 〔次の①又は②のいずれか高い方 ① 入札負担金単価 [円/kW] (税抜) × 最大受電電力 [kW] × 5% + 税 ② 20万円 + 税〕
4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

※ 入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合、及び振込期限までに第1次保証金の振込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、入札が無効となりますので、ご注意ください。

注) 手書き時の算用(アラビア)数字の書き方



入札申込書

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成29年3月9日付募集要領を承認の上、同封する入札書のとおり入札を申し込みます。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 入札負担金単価	同封「入札書」のとおり
3. 第1次保証金額 (入札保証金額)	同封「入札書」のとおり
4. 保証金返還時の口座	
銀行名	
支店名	
預金科目	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人の氏名	
5. 暫定的な対策による早期連系の希望 (希望される方は□に✓印 を記入してください)	<input type="checkbox"/> 暫定的な対策による早期連系を希望する
6. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

共同負担意思確認書

(共同負担の意思がある場合)

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成 年 月 日付再接続検討の回答書内容を承認するとともに、次に申告する負担可能上限額（入札額を除く、以下同じ）を上限とする工事費負担金（入札額を除く、以下同じ）を負担の上、連系等を行う意思があることを表明いたします※¹。

なお、当社は、他の優先系統連系希望者の辞退に基づく再接続検討の結果の工事費負担金が申告した負担可能上限額を上回る場合に辞退扱いとなること並びに辞退扱いとなる場合に電源接続案件募集プロセスにおいて当社が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）が無効となること及び当社が支払った第1次保証金が没収されることに異議を述べません（ただし、募集要領に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 負担可能上限額（税抜）※ ² （入札額を除く）	円 (税抜)
3. 第2次保証金額（税込）※ ¹ （共同負担意思保証金）	円 (税抜) (第1次保証金（入札保証金）と同額)
4. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

※¹ 振込期限までに第2次保証金の振込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、共同負担意思の表明が無効となりますので、ご注意ください。

※² 本書による負担可能上限額の申告以降、原則として、申告額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告ください。

平成 年 月 日

共同負担意思確認書

(共同負担の意思がない場合)

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、以下の理由により、平成 年 月 日付再接続検討の回答書記載の工事費負担金を負担の上、連系等を行うことを希望いたしません。

なお、当社は、電源接続案件募集プロセスにおいて当社が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った第1次保証金が没収されることに異議を述べません（ただし、募集要領に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

【連系等を行うことを希望しない理由】最も該当する番号に1つだけ○を付けてください。

- 1-1 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答時よりも高額で、負担可能な金額より高額
- 1-2 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答の範囲内ではあるものの、負担可能な金額より高額
- 2-1 所要工期が、接続検討回答時に示された工期よりも長く、事業として当該時期まで待てない
- 2-2 所要工期が、接続検討回答時に示された工期と同等又は早期ではあるものの、事業として当該時期まで待てない
- 3 応募以降の事業環境の変化
- 4 その他

辞 退 書

東北電力株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、都合により、電力広域的運営推進機関が主宰する「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」を辞退いたします。

なお、当社は、上記電源接続案件募集プロセスに関する全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った保証金を没収されることに異議を述べません（ただし、募集要領に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

【辞退の理由】最も該当する番号に1つだけ○を付けてください。

- 1-1 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答時よりも高額で、負担可能な金額より高額
- 1-2 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答の範囲内ではあるものの、負担可能な金額より高額
- 2-1 所要工期が、接続検討回答時に示された工期よりも遅く、事業として当該時期まで待てない
- 2-2 所要工期が、接続検討回答時に示された工期と同等又は早期ではあるものの、事業として当該時期まで待てない
- 2-3 所要工期が、共同負担意思の表明の前提とした工期を超過しており、事業として当該時期まで待てない
- 3 応募以降の事業環境の変化
- 4 その他

東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス

別紙5 別添集その1（別添1～4）

入札対象工事実施後における
募集対象エリアの空容量マッピング

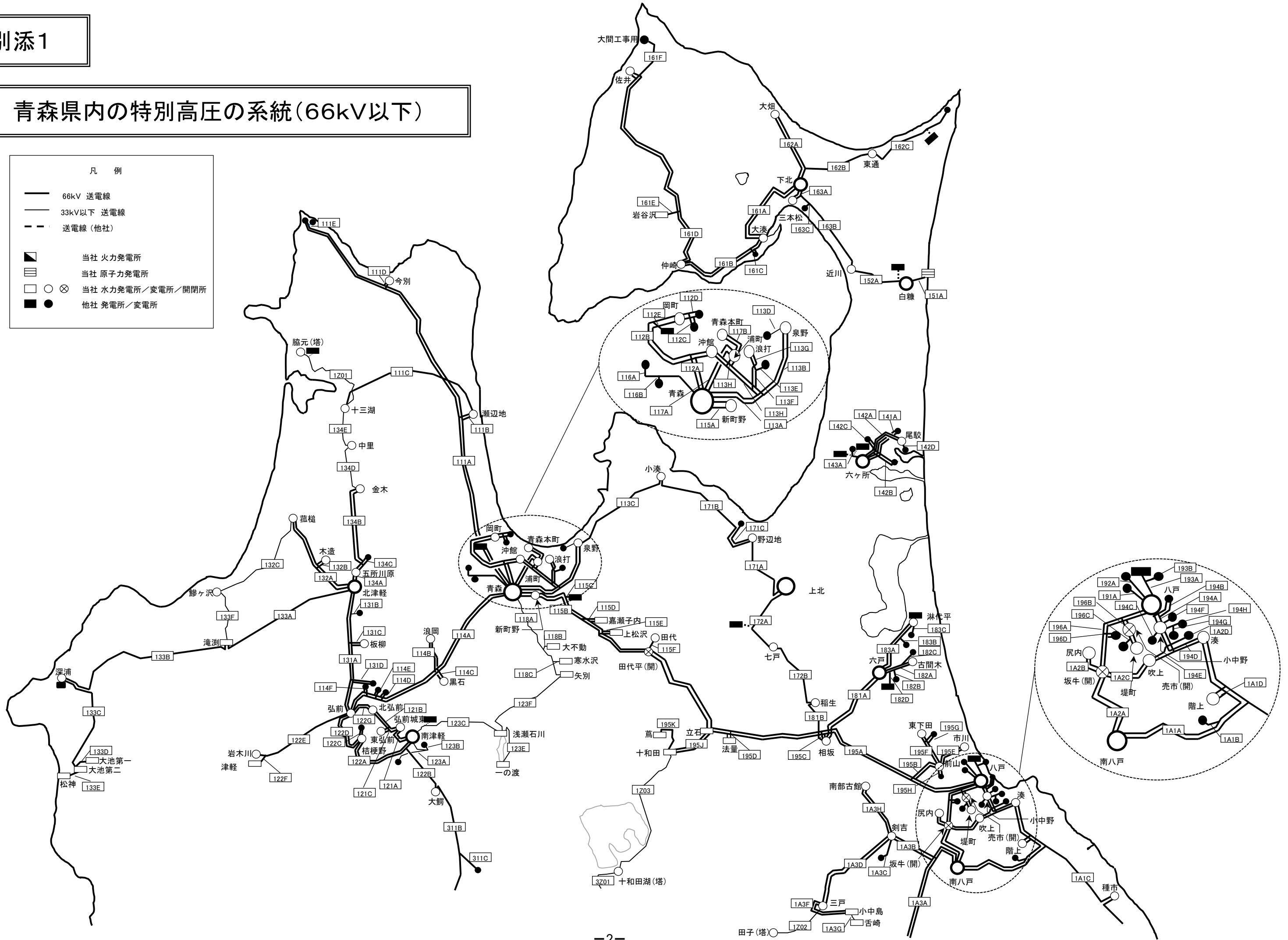
平成29年 3月9日

電力広域的運営推進機関

別添1

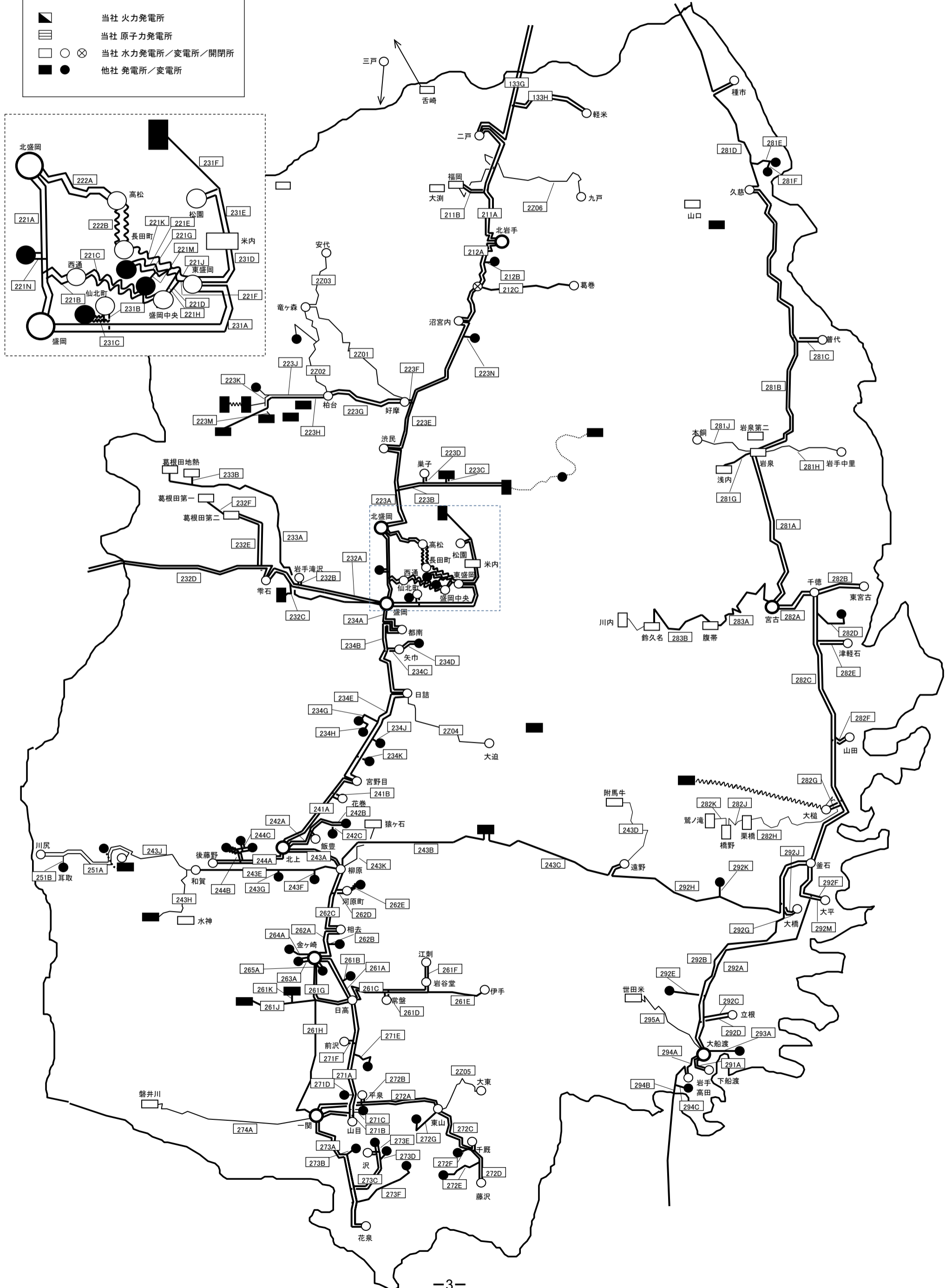
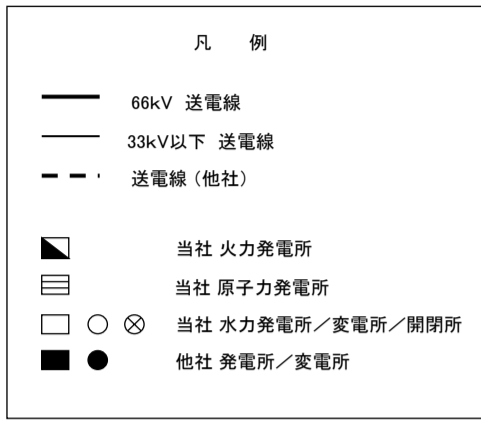
青森県内の特別高圧の系統(66kV以下)

- 凡 例
- 66kV 送電線
 - 33kV以下 送電線
 - - - 送電線 (他社)
 - 当社 火力発電所
 - ▨ 当社 原子力発電所
 - ○ ⊗ 当社 水力発電所/変電所/開閉所
 - ● 他社 発電所/変電所



別添2

岩手県内の特別高圧の系統(66kV以下)

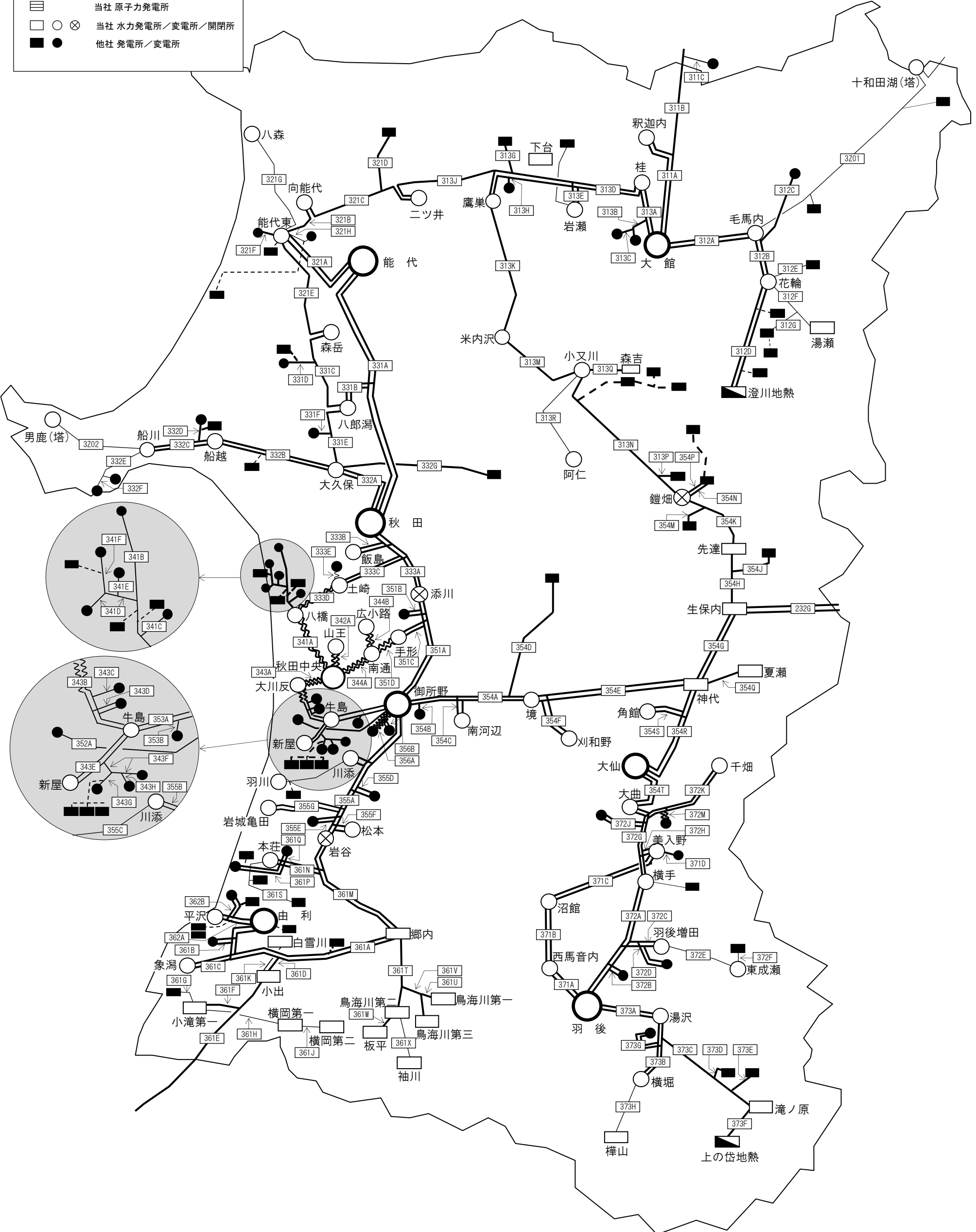


別添3

秋田県内の特別高圧の系統(66kV以下)

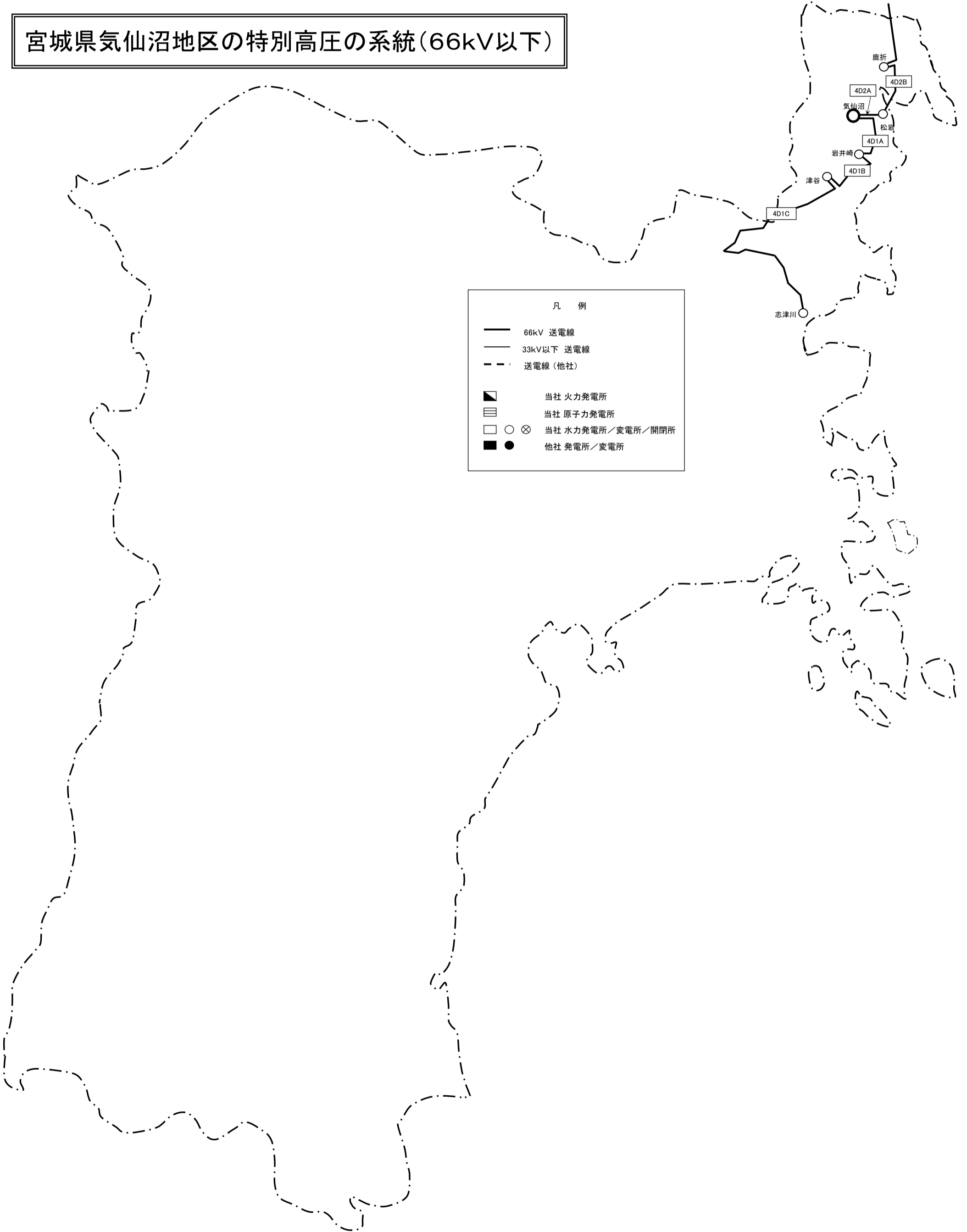
凡 例

- 66kV 送電線
- 33kV以下 送電線
- - - 送電線(他社)
- 当社 火力発電所
- ▢ 当社 原子力発電所
- ○ ⊗ 当社 水力発電所/変電所/開閉所
- ● 他社 発電所/変電所



別添4

宮城県気仙沼地区の特別高圧の系統(66kV以下)



東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス
別紙5 別添集その2（別添5～8）

入札対象工事実施後における
募集対象エリアの空容量マッピング

平成29年 3月9日

電力広域的運営推進機関

変電所(1/2)

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
青森変電所	66	175.7
青森変電所	33	47.5
瀬辺地変電所	66	7.8
今別変電所	66	7.8
沖館変電所	66	51.0
岡町変電所	66	35.5
泉野変電所	66	51.0
浪打変電所	66	44.0
浪岡変電所	66	51.0
黒石変電所	66	65.3
新町野変電所	66	13.7
嘉瀬子内発電所	66	0.0
上松沢発電所	66	0.0
田代変電所	66	0.0
立石発電所	66	0.0
浦町変電所	66	99.8
青森本町変電所	66	84.0
矢別発電所	33	11.2
大不動発電所	33	11.2
寒水沢発電所	33	11.2

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
六ヶ所変電所	66	0.0
尾駱変電所	66	0.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
白糠変電所	66	0.0
近川変電所	66	0.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
南津軽変電所	66	255.2
南津軽変電所	33	28.5
弘前城東変電所	66	79.0
東弘前変電所	66	51.0
桔梗野変電所	66	79.0
大鰐変電所	66	56.5
岩木川変電所	66	33.8
津軽発電所	66	42.8
北弘前変電所	66	79.0
浅瀬石川発電所	33	1.3
一の渡発電所	33	1.3

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
北津軽変電所	66	50.6
板柳変電所	66	50.6
弘前変電所	66	50.6
菰槌変電所	66	5.1
菰槌変電所	33	1.8
木造変電所	66	5.1
鱒ヶ沢変電所	66	1.8
滝淵発電所	66	9.8
滝淵発電所	33	9.8
深浦変電所	66	9.8
大池第二発電所	66	9.8
大池第一発電所	66	9.8
松神発電所	66	9.8
五所川原変電所	66	50.6
金木変電所	66	4.5
金木変電所	33	4.5
中里変電所	33	4.5
十三湖変電所	66	0.0
十三湖変電所	33	0.0

変電所(2/2)

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
下北変電所	66	0.0
大湊変電所	66	0.0
仲崎変電所	66	0.0
佐井変電所	66	0.0
岩谷沢発電所	51	0.0
大畑変電所	66	0.0
東通変電所	66	0.0
三本松変電所	66	0.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
上北変電所	66	0.0
野辺地変電所	66	0.0
小湊変電所	66	0.0
七戸変電所	66	0.0
稲生変電所	66	0.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
六戸変電所	66	0.0
相坂変電所	66	0.0
古間木変電所	66	0.0
淋代平変電所	66	0.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
八戸変電所	66	0.0
小中野変電所	66	0.0
湊変電所	66	0.0
立石発電所	66	0.0
前山変電所	66	0.0
法量発電所	66	0.0
市川変電所	66	0.0
東下田変電所	66	0.0
十和田発電所	66	0.0
十和田発電所	33	0.0
蔦発電所	66	0.0
堤町変電所	66	0.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
南八戸変電所	66	0.0
階上変電所	66	0.0
尻内変電所	66	0.0
吹上変電所	66	0.0
剣吉変電所	66	0.0
三戸変電所	66	0.0
三戸変電所	33	0.0
小中島発電所	66	0.0
小中島発電所	33	0.0
南部古館変電所	66	0.0

送電線(1/2)

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MW]
111A	66	111A線	7.8
111B	66	瀬辺地支線	7.8
111C	66	十三湖線	0.0
111D	66	今別支線	7.8
111E	66	111E線	7.8
112A	66	沖館A線	51.0
112B	66	岡町支線	35.5
112C	66	112C線	35.5
112D	66	112D線	35.5
112E	66	112E線	24.6
113A	66	沖館B線	51.0
113B	66	泉野支線	51.0
113C	66	小湊線	51.0
113D	66	113D線	23.0
113E	66	113E線	45.0
113F	66	第一浪打支線	44.0
113G	66	第二浪打支線	44.0
113H	66	浦町支線	51.0
114A	66	青弘線	66.0
114B	66	浪岡支線	51.0
114C	66	黒石支線	66.0
114D	66	114D線	43.0
114E	66	114E線	43.0
114F	66	114F線	40.8
115A	66	新町野線	13.9
115B	66	八甲田線	0.0
115C	66	115C線	0.0
115D	66	嘉瀬子内支線	0.0
115E	66	上松沢支線	0.0
115F	66	田代支線	0.0
116A	66	116A線	36.9
116B	66	116B線	36.9
117A	66	青浦線	103.0
117B	66	青森本町線	84.0
118A	33	矢別線	11.2
118B	33	大不動支線	11.2
118C	33	寒水沢支線	11.2

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MW]
121A	66	弘南線	79.0
121B	66	弘前城東線	79.0
121C	66	東弘前支線	51.0
122A	66	桔梗野線	79.0
122B	66	大鰐支線	51.0
122C	66	122C線	20.0
122D	66	西弘前線	79.0
122E	66	岩木川線	42.8
122F	66	西目屋支線	42.8
122G	66	北弘前線	79.0
123A	33	123A線	16.0
123B	33	123B線	16.0
123C	33	浅瀬石川線	1.3
123E	33	一の渡線	1.3
123F	33	黒森線	1.3
131A	66	五弘線	50.6
131B	66	131B線	43.8
131C	66	板柳支線	50.6
131D	66	131D線	50.6
132A	66	菰槌線	5.1
132B	66	木造支線	5.1
132C	33	鱒ヶ沢線	1.8
133A	66	五滝線	9.8
133B	66	深浦線	9.8
133C	66	大池線	9.8
133D	66	大池第一線	9.8
133E	66	松神線	9.8
133F	33	滝淵線	9.8
134A	66	十川線	50.6
134B	66	金木線	4.5
134C	66	134C線	4.5
134D	33	中里線	4.5
134E	33	とさ線	0.0
141A	66	141A線	0.0
142A	66	尾駁線	0.0
142B	66	142B線	0.0
142C	66	142C線	0.0
142D	66	142D線	0.0
143A	66	143A線	0.0

送電線(2/2)

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MW]
151A	66	151A線	0.0
152A	66	白近線	0.0
161A	66	大湊線	0.0
161B	66	仲崎線	0.0
161C	66	161C線	0.0
161D	66	佐井線	0.0
161E	66	岩谷沢支線	0.0
161F	66	161F線	0.0
162A	66	大畑線	0.0
162B	66	東通支線	0.0
162C	66	162C線	0.0
163A	66	三本松線	0.0
163B	66	近川支線	0.0
163C	66	163C線	0.0
171A	66	野辺地線	0.0
171B	66	平内線	0.0
171C	66	171C線	0.0
172A	66	天間林線	0.0
172B	66	七戸線	0.0
181A	66	三本木線	0.0
181B	66	稻生線	0.0
182A	66	古間木線	0.0
182B	66	182B線	0.0
182C	66	182C線	0.0
182D	66	182D線	0.0
183A	66	淋代平線	0.0
183B	66	183B線	0.0
183C	66	183C線	0.0
191A	66	191A線	0.0
192A	66	192A線	0.0
193A	66	193A線	0.0
193B	66	193B線	0.0
194A	66	小中野線	0.0
194B	66	194B線	0.0
194C	66	194C線	0.0
194D	66	類家線	0.0
194E	66	湊支線	0.0
194F	66	194F線	0.0
194G	66	194G線	0.0
194H	66	194H線	0.0

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MW]
195A	66	十和田東線	0.0
195B	66	前山支線	0.0
195C	66	相坂支線	0.0
195D	66	法量支線	0.0
195E	66	市川線	0.0
195F	66	東下田線	0.0
195G	66	195G線	0.0
195H	66	195H線	0.0
195J	66	十和田西線	0.0
195K	66	蔦線	0.0
196A	66	八坂線	0.0
196B	66	堤町支線	0.0
196C	66	196C線	0.0
196D	66	196D線	0.0
1A1A	66	新井田線	0.0
1A1B	66	1A1B線	0.0
1A1C	66	種市支線	0.0
1A1D	66	階上支線	0.0
1A2A	66	坂牛線	0.0
1A2B	66	尻内線	0.0
1A2C	66	吹上線	0.0
1A2D	66	1A2D線	0.0
1A3A	66	馬淵線	0.0
1A3B	66	剣吉支線	0.0
1A3C	66	1A3C線	0.0
1A3D	66	三戸線	0.0
1A3F	66	小中島線	0.0
1A3G	33	舌崎線	0.0
1A3H	66	南部古館線	0.0
311B	66	矢立線	23.8
311C	66	坂梨支線	23.8

1Z01	33	脇元線	0.0
1Z02	33	斗内線	0.0
1Z03	33	十和田北線	0.0
3Z01	33	十和田線	0.0

配電用変電所(1/3)

変電所名	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]
鱒ヶ沢変電所	LT1	1.8	LT2	1.8	-	-
一の渡発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
稻生変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
浦町変電所	LT1	14.9	LT2	14.5	LT3	17.7
岡町変電所	LT1	11.2	LT2	11.1	LT3	12.0
沖館変電所	LT1	15.8	LT2	16.0	LT3	13.8
嘉瀬子内発電所	FT1	0.0	-	-	-	-
階上変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
岩木川変電所	LT1	3.2	-	-	-	-
桔梗野変電所	LT1	14.0	LT2	15.3	-	-
近川変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
金木変電所	LT1	4.5	LT2	4.5	-	-
剣吉変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
古間木変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
菰槌変電所	LT1	4.1	LT2	0.8	-	-
五所川原変電所	LT1	9.5	LT2	11.2	LT3	9.9
弘前城東変電所	LT1	13.9	LT2	11.8	-	-
弘前変電所	LT1	7.1	LT2	9.6	LT3	7.2
黒石変電所	LT1	13.6	LT2	11.0	LT3	10.6
今別変電所	LT1	5.1	-	-	-	-
佐井変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
三戸変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
三本松変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
市川変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
七戸変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
十三湖変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
十和田湖配電塔	LT1	0.0	-	-	-	-
十和田発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
小中島発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
小中野変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0

配電用変電所(2/3)

変電所名	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]
小湊変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
松神発電所	LT1	2.8	-	-	-	-
上北変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
尻内変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
新町野変電所	LT1	13.6	LT2	12.0	-	-
深浦変電所	LT1	5.4	-	-	-	-
吹上変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
瀬辺地変電所	LT1	5.6	LT2	6.5	-	-
青森本町変電所	LT1	19.0	LT2	18.5	-	-
泉野変電所	LT1	9.6	LT2	9.0	LT3	11.6
浅瀬石川発電所	LT1	1.3	-	-	-	-
前山変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
相坂変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
大畑変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
大湊変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
大鱧変電所	LT1	6.0	LT2	6.6	LT3	6.4
滝淵発電所	LT1	2.9	-	-	-	-
中里変電所	LT1	3.8	-	-	-	-
仲崎変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
堤町変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
田子配電塔	LT1	0.0	-	-	-	-
田代変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
東下田変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
東弘前変電所	LT1	13.7	LT2	14.3	LT3	13.7
東通変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
南津軽変電所	LT1	7.7	LT2	7.9	-	-
南八戸変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
南部古館変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
白糠変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
八戸変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-

配電用変電所(3/3)

変電所名	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]
板柳変電所	LT1	7.5	LT2	6.4	-	-
尾駁変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
法量発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
北弘前変電所	LT1	14.0	LT2	12.9	LT3	11.0
北津軽変電所	LT1	13.2	LT2	12.7	-	-
湊変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
木造変電所	LT1	5.1	-	-	-	-
野辺地変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
矢別発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
淋代平変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
浪岡変電所	LT1	14.3	LT2	12.0	-	-
浪打変電所	LT1	11.5	LT2	11.1	LT3	11.1
六ヶ所変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
六戸変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
脇元配電塔	LT1	0.0	-	-	-	-

変電所(1/2)

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
北岩手変電所	66	11.0
二戸変電所	66	11.0
福岡変電所	66	11.0
福岡変電所	33	11.0
沼宮内変電所	66	11.0
葛巻変電所	66	11.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
北盛岡変電所	66	82.2
西通変電所	66	43.0
盛岡中央変電所	66	41.0
高松変電所	66	79.0
長田町変電所	66	41.0
渋民変電所	66	0.0
巢子変電所	66	0.0
好摩変電所	66	0.0
好摩変電所	33	0.0
柏台変電所	66	0.0
柏台変電所	33	0.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
北上変電所	66	183.6
宮野目変電所	66	51.0
花巻変電所	66	51.0
飯豊変電所	66	58.0
柳原変電所	66	55.6
柳原変電所	33	13.6
遠野変電所	66	0.0
附馬牛発電所	66	0.0
和賀変電所	66	38.2
和賀変電所	33	7.4
猿ヶ石発電所	33	13.6
後藤野変電所	66	89.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
川尻変電所	33	11.9
耳取変電所	33	11.9

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
金ヶ崎変電所	66	232.5
日高変電所X母線	66	51.0
日高変電所Y母線	66	32.3
常盤変電所	66	5.9
岩谷堂変電所	66	5.9
伊手変電所	66	0.0
江刺変電所	66	5.9
相去変電所	66	90.0
河原町変電所	66	43.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
盛岡変電所	66	93.7
東盛岡変電所	66	64.9
仙北町変電所	66	64.9
米内変電所	66	0.0
松園変電所	66	0.0
雫石変電所	66	0.0
岩手滝沢変電所	66	0.0
葛根田第二発電所	66	0.0
葛根田第一発電所	66	0.0
都南変電所	66	93.7
日詰変電所	66	51.0
日詰変電所	33	9.5
矢巾変電所	66	51.0

変電所(2/2)

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
宮古変電所	66	0.0
岩泉発電所	66	0.0
岩泉発電所	33	0.0
久慈変電所	66	0.0
普代変電所	66	0.0
種市変電所	66	0.0
浅内発電所	66	0.0
岩手中里変電所	33	0.0
本銅変電所	33	0.0
千徳変電所	66	0.0
東宮古変電所	66	0.0
津軽石変電所	66	0.0
山田変電所	66	0.0
大槌変電所	66	0.0
大槌変電所	33	0.0
栗橋発電所	33	0.0
橋野発電所	33	0.0
鷲ノ滝発電所	33	0.0
腹帯発電所	66	0.0
鈴久名発電所	66	0.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
一関変電所	66	174.1
一関変電所	33	10.0
山目変電所	66	39.3
前沢変電所	66	39.3
東山変電所	66	73.0
東山変電所	33	10.4
平泉変電所	66	49.0
千厩変電所	66	47.0
藤沢変電所	66	46.9
花泉変電所	66	43.9
沢変電所	66	43.9
磐井川発電所	33	5.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
大船渡変電所	66	0.0
大船渡変電所	33	0.0
下船渡変電所	66	0.0
釜石変電所	66	0.0
立根変電所	66	0.0
大平変電所	66	0.0
大橋変電所	66	0.0
岩手高田変電所	66	0.0
世田米発電所	33	0.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
軽米変電所	66	0.0

送電線(1/2)

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MVA]
211A	66	二戸線	11.0
211B	66	岩手福岡支線	11.0
212A	66	一戸線	11.0
212B	66	212B線	11.0
212C	66	葛巻線	11.0
221A	66	太田線	43.0
221B	66	西通支線	43.0
221C	66	盛岡中央線	41.0
221D	66	221D線	43.0
221E	66	221E線	1.2
221F	66	221F線	43.0
221G	66	221G線	19.0
221H	66	中央B支線	43.0
221J	66	東長線(東盛岡変電所~No.6MH)	42.0
221K	66	東長線(No.6MH~長田町変電所)	43.0
221M	66	221M線	22.0
221N	66	221N線	28.0
222A	66	高松線	79.0
222B	66	長田町線	41.0
223A	66	洪民線	0.0
223B	66	223B線	0.0
223C	66	223C線	0.0
223D	66	巣子支線	0.0
223E	66	沼宮内線	0.0
223F	66	好摩支線	0.0
223G	66	柏台線	0.0
223H	66	223H線	0.0
223J	33	223J線	0.0
223K	33	223K線	0.0
223M	33	223M線	0.0
223N	66	223N線	0.0
231A	66	東盛岡線	64.9
231B	66	仙北町支線	64.9
231C	66	231C線	30.0
231D	66	米内線	0.0
231E	66	松園線	0.0
231F	66	231F線	0.0

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MVA]
232A	66	雫石線	0.0
232B	66	岩手滝沢支線	0.0
232C	66	232C線	0.0
232D	66	田沢線	0.0
232E	66	葛根田線	0.0
232F	66	葛根田連絡線	0.0
233A	66	葛根田地熱線	2.8
233B	66	葛根田地熱支線	2.8
234A	66	都南線	93.7
234B	66	紫波線	51.0
234C	66	矢巾支線	51.0
234D	66	234D線	43.0
234E	66	日詰線	47.1
234G	66	234G線	47.1
234H	66	234H線	47.1
234J	66	234J線	43.0
234K	66	234K線	43.0
241A	66	宮野目線	51.0
241B	66	花巻支線	51.0
242A	66	飯豊線	58.0
242B	66	242B線	51.0
242C	66	242C線	51.0
243A	66	柳原線	55.6
243B	66	243B線	0.0
243C	66	243C線	0.0
243D	33	附馬牛線	0.0
243E	66	和賀線	38.2
243F	66	243F線	38.2
243G	66	243G線	38.2
243H	33	243H線	7.4
243J	33	錦秋湖線	7.4
243K	33	猿ヶ石線	13.6
244A	66	後藤野線	89.0
244B	66	244B線	58.0
244C	66	244C線	51.0

2Z01	33	竜ヶ森線	0.0
2Z02	33	前森線	0.0
2Z03	33	安代線	0.0
2Z04	33	大迫線	9.5
2Z05	33	大東線	10.4
2Z06	33	折爪線	11.0

送電線(2/2)

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MVA]
251A	33	川尻線	11.9
251B	33	耳取支線	11.9
261A	66	水沢線	51.0
261B	66	261B線	43.0
261C	66	岩谷堂線	5.9
261D	66	常盤支線	5.9
261E	66	伊手線	0.0
261F	66	江刺線	5.9
261G	66	六原線	32.3
261H	66	駒形線	58.0
261J	66	261J線	25.9
261K	66	261K線	25.9
262A	66	相去線	90.0
262B	66	262B線	52.7
262C	66	大堤線	51.0
262D	66	河原町支線	43.0
262E	66	262E線	29.3
263A	66	263A線	51.0
264A	66	264A線	29.0
265A	66	265A線	58.0
271A	66	日高線	39.3
271B	66	山目支線	39.3
271C	66	271C線	39.3
271D	66	271D線	39.3
271E	66	271E線	39.3
271F	66	前沢支線	39.3
272A	66	東山線	73.0
272B	66	平泉支線	49.0
272C	66	千厩線	47.0
272D	66	藤沢支線	47.0
272E	66	272E線	47.0
272F	66	272F線	47.0
272G	66	272G線	43.7
273A	66	花泉線	43.9
273B	66	273B線	43.4
273C	66	沢支線	43.9
273D	66	273D線	43.0
273E	66	273E線	43.9
273F	66	273F線	35.0
274A	33	磐井川線	5.0

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MVA]
281A	66	小本川線	0.0
281B	66	久慈南線	0.0
281C	66	普代支線	0.0
281D	66	久慈北線	0.0
281E	66	281E線	0.0
281F	66	281F線	0.0
281G	66	浅内線	0.0
281H	33	岩泉線	0.0
281J	33	本銅線	0.0
282A	66	近内線	0.0
282B	66	東宮古線	0.0
282C	66	宮釜線	0.0
282D	66	282D線	0.0
282E	66	津軽石支線	0.0
282F	66	山田支線	0.0
282G	66	大槌支線	0.0
282H	33	栗橋線	0.0
282J	33	橋野東線	0.0
282K	33	鷲の滝線	0.0
283A	66	腹帯線	0.0
283B	66	鈴久名線	0.0
291A	66	下船渡線	0.0
292A	66	第一大釜線	0.0
292B	66	第二大釜線	0.0
292C	66	第一立根支線	0.0
292D	66	第二立根支線	0.0
292E	66	292E線	0.0
292F	66	大平支線	0.0
292G	66	松倉B線	0.0
292H	66	遠野線	0.0
292J	66	松倉A線	0.0
292K	66	292K線	0.0
292M	66	釜平線	0.0
293A	66	293A線	0.0
294A	66	大高線	0.0
294B	66	高気線	0.0
294C	66	294C線	0.0
295A	33	盛線	0.0
133G	66	馬淵線	0.0
133H	66	軽米支線	0.0

配電用変電所(1/3)

変電所名	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]
安代配電塔	LT1	0.0	-	-	-	-
伊手変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
猿ヶ石発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
遠野変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
下船渡変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
河原町変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
花巻変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
花泉変電所	LT1	2.6	LT2	7.5	-	-
葛巻変電所	LT1	4.9	-	-	-	-
葛根田第二発電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
釜石変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
岩手高田変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
岩手滝沢変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
岩手中里変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
岩泉発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
岩谷堂変電所	LT1	5.9	LT2	5.9	-	-
久慈変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
宮野目変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
金ヶ崎変電所	LT1	0.5	LT2	0.0	-	-
九戸配電塔	LT1	9.9	-	-	-	-
栗橋発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
軽米変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
後藤野変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
好摩変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
江刺変電所	LT1	5.9	LT2	5.9	-	-
高松変電所	LT1	12.4	LT2	13.9	LT3	12.7
山田変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
山目変電所	LT1	6.4	LT2	4.4	LT3	4.2
耳取変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
雫石変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-

配電用変電所(2/3)

変電所名	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]
種市変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
渋民変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
松園変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
沼宮内変電所	LT1	6.2	LT2	3.1	-	-
常盤変電所	LT1	5.9	LT2	5.9	LT3	5.9
世田米発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
盛岡中央変電所	LT1	16.7	LT2	17.8	LT3	16.2
西通変電所	LT1	18.3	LT2	15.5	-	-
仙北町変電所	LT1	13.7	LT2	13.2	LT3	10.4
千厩変電所	LT1	0.2	LT2	6.8	-	-
千徳変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
川尻変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
前沢変電所	LT1	5.2	LT2	7.8	-	-
巢子変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
相去変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
大橋変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
大船渡変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
大槌変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
大東配電塔	LT1	9.8	-	-	-	-
大迫配電塔	LT1	0.0	-	-	-	-
大平変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
沢変電所	LT1	7.5	LT2	6.1	LT3	4.0
長田町変電所	LT1	10.0	LT2	10.9	LT3	10.6
津軽石変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
都南変電所	LT1	11.8	LT2	13.0	LT3	11.4
東宮古変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
東山変電所	LT1	0.0	LT2	1.9	-	-
東盛岡変電所	LT1	11.3	LT2	11.2	-	-
藤沢変電所	LT1	3.2	-	-	-	-
二戸変電所	LT1	9.2	LT2	11.0	-	-

配電用変電所(3/3)

変電所名	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]
日詰変電所	LT1	6.0	LT2	2.4	LT3	4.3
日高変電所	LT1	3.6	LT2	7.9	LT3	7.4
柏台変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
飯豊変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
磐井川発電所	LT1	1.7	-	-	-	-
普代変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
福岡発電所	LT1	8.5	LT2	9.0	-	-
腹帯発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
平泉変電所	LT1	5.1	-	-	-	-
米内発電所	FT1他	0.0	-	-	-	-
北盛岡変電所	LT1	7.6	LT2	4.8	LT3	7.1
本銅変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
矢巾変電所	LT1	10.5	LT2	7.7	LT3	11.0
柳原変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
立根変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
竜ヶ森配電塔	LT1	0.0	-	-	-	-
鈴久名発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
和賀変電所	LT1	0.0	-	-	-	-

変電所(1/2)

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
大館変電所	66	72.1
釈迦内変電所	66	51.0
毛馬内変電所	66	0.0
花輪変電所	66	0.0
花輪変電所	33	0.0
湯瀬発電所	33	0.0
桂変電所	66	44.2
鷹巣変電所	66	0.0
岩瀬変電所	66	0.0
米内沢変電所	66	0.0
小又川変電所	66	0.0
阿仁変電所	33	0.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
秋田変電所	66	86.9
八郎潟変電所	66	47.3
大久保変電所	66	18.2
船越変電所	66	18.2
船川変電所	66	18.2
船川変電所	33	8.1
飯島変電所	66	58.0
土崎変電所	66	66.0
土崎変電所	33	4.2

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
能代変電所	66	0.0
能代東変電所	66	0.0
能代東変電所	33	0.0
向能代変電所	66	0.0
二ツ井変電所	66	0.0
森岳変電所	66	0.0
八森変電所	33	0.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
羽後変電所	66	173.0
西馬音内変電所	66	79.0
沼館変電所	66	79.0
美入野変電所	66	58.0
横手変電所	66	125.0
羽後増田変電所	66	51.0
羽後増田変電所	33	5.7
東成瀬変電所	33	5.7
湯沢変電所	66	4.4
横堀変電所	66	0.0
横堀変電所	33	0.0
滝ノ原発電所	66	0.0
樺山発電所	33	0.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
秋田中央変電所	66	44.4
八橋変電所	66	0.0
山王変電所	66	44.4
大川反変電所	66	44.4
牛島変電所	66	34.6
新屋変電所	66	32.6
南通変電所	66	44.4
広小路変電所	66	35.0

変電所(2/2)

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
御所野変電所	66	266.0
手形変電所	66	66.0
牛島変電所	66	58.0
南河辺変電所	66	50.6
川添変電所	66	19.7
川添変電所	33	2.8
羽川変電所	33	2.8
松本変電所	66	19.7
岩城亀田変電所	66	19.6

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
大仙変電所	66	65.3
神代発電所	66	18.1
角館変電所	66	18.1
生保内発電所	66	15.4
先達発電所	66	11.0
夏瀬発電所	66	18.1
境変電所	66	18.1
刈和野変電所	66	18.1
大曲変電所	66	65.3
千畑変電所	66	51.0

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
由利変電所	66	57.4
郷内発電所	66	0.0
象潟変電所	66	0.0
小出發電所	66	0.0
小滝第一発電所	66	0.0
小滝第一発電所	33	0.0
横岡第一発電所	33	0.0
横岡第二発電所	33	0.0
本荘変電所	66	0.0
本荘変電所	33	0.0
鳥海川第二発電所	66	0.0
鳥海川第二発電所	33	0.0
鳥海川第一発電所	66	0.0
鳥海川第三発電所	66	0.0
板平発電所	66	0.0
袖川発電所	33	0.0
平沢変電所	66	21.1

送電線(1/3)

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MW]
311A	66	釈迦内線	51.0
311B	66	矢立線	44.0
311C	66	311C線	43.0
312A	66	鹿角線	0.0
312B	66	花輪線	0.0
312C	66	312C線	0.0
312D	66	澄川線	0.0
312E	33	312E線	0.0
312F	33	湯瀬線	0.0
312G	33	312G線	0.0
313A	66	桂線	44.2
313B	66	313B線	44.2
313C	66	313C線	43.0
313D	66	桂鷹線	0.0
313E	66	岩瀬支線	0.0
313G	66	313G線	0.0
313H	66	313H線	0.0
313J	66	ニッ井支線	0.0
313K	66	鷹ノ巣線	0.0
313M	66	小米線	0.0
313N	66	小又川線	0.0
313P	66	313P線	0.0
313Q	66	森吉山線	0.0
313R	33	阿仁線	0.0
321A	66	能代東線	0.0
321B	66	東雲線	0.0
321C	66	米代線	0.0
321D	66	321D線	0.0
321E	66	森岳線	0.0
321F	66	321F線	0.0
321G	33	八森線	0.0
321H	33	321H線	0.0
331A	66	能代線	49.4
331B	66	湖東支線	47.3
331C	66	山本線	16.5
331D	66	331D線	16.5
331E	66	八郎潟線	47.3
331F	66	331F線	47.3

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MW]
332A	66	大久保線	18.2
332B	66	船越線	18.2
332C	66	船川線	18.2
332D	66	払戸支線	4.1
332E	33	332E線	8.1
332F	33	332F線	8.1
332G	66	杉沢線	18.2
333A	66	添川線	66.0
333B	66	飯島支線	58.0
333C	66	土崎支線	66.0
333D	66	八橋北線	52.0
333E	33	333E線	4.2
341A	66	八橋南線	0.0
341B	66	341B線	0.0
341C	66	341C線	0.0
341D	66	341D線	0.0
341E	66	341E線	0.0
341F	66	341F線	0.0
342A	66	山王線	44.4
343A	66	大川反線	44.4
343B	66	茨島線	34.6
343C	66	343C線	32.0
343D	66	343D線	34.6
343E	66	新屋線	32.6
343F	66	343F線	20.5
343G	66	343G線	20.5
343H	66	343H線	20.5
344A	66	南通線	44.4
344B	66	広小路線	35.0
351A	66	御所野線	66.0
351B	66	351B線	43.0
351C	66	手形支線	66.0
351D	66	手形南線	42.0
352A	66	352A線	58.0
353A	66	牛島B線	58.0
353B	66	353B線	33.0
354A	66	協和線	50.0
354B	66	354B線	37.4
354C	66	南河辺支線	50.6
354D	66	354D線	45.6

送電線(2/3)

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MW]
355A	66	岩谷線	19.7
355B	66	川添支線	19.7
355C	33	羽川線	2.8
355D	66	雄和石田支線	19.7
355G	66	岩城亀田支線	19.6
355E	66	大内三川支線	19.7
355F	66	松本支線	19.7
356A	66	356A線	26.0
356B	66	356B線	26.0
354R	66	大神線	18.1
354S	66	角館支線	18.1
354Q	66	夏瀬線	18.1
354G	66	神代線	15.4
354H	66	先達南線	11.0
354J	66	354J線	11.0
354K	66	先達北線	11.0
354M	66	354M線	11.0
354N	66	354N線	11.0
354P	66	鎧畑支線	11.0
354E	66	荒川線	18.1
354F	66	刈和野支線	18.1
354T	66	大曲線	65.3
372G	66	大横線	51.0
372K	66	千畑支線	51.0
372M	66	372M線	26.8
372J	66	372J線	51.0
372H	66	美入野支線	51.0

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MW]
361A	66	郷内線	0.0
361B	66	361B線	0.0
361C	66	象潟支線	0.0
361D	66	小出支線	0.0
361E	66	庄内北線	0.0
361F	66	小滝支線	0.0
361G	33	361G線	0.0
361H	33	横岡第一線	0.0
361J	33	横岡第二線	0.0
361M	66	鳥海線	0.0
361N	66	本荘支線	0.0
361P	66	361P線	0.0
361Q	66	361Q線	0.0
361S	33	361S線	0.0
361T	66	鳥郷線	0.0
361U	66	鳥海川第一支線	0.0
361V	66	鳥海川第三支線	0.0
361W	66	板平線	0.0
361X	33	袖川線	0.0

送電線(3/3)

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MW]
362A	66	平沢線	21.1
362B	66	362B線	4.0
371A	66	西馬音内線	79.0
371B	66	沼館線	79.0
371C	66	沼美線	58.0
371D	66	371D線	49.0
372A	66	横手線	125.0
372B	66	372B線	29.2
372C	66	羽後増田支線	51.0
372D	66	372D線	58.0
372E	33	東成瀬線	5.7
372F	33	372F線	5.7
373A	66	湯沢線	4.4
373B	66	横堀線	0.0
373C	66	滝の原支線	0.0
373D	66	373D線	0.0
373E	66	373E線	0.0
373F	66	上の岱線	0.0
373G	66	373G線	0.0
373H	33	樺山線	0.0
232G	66	田沢線	0.0

3Z01	33	十和田線	0.0
3Z02	33	男鹿線	8.1

配電用変電所(1/3)

変電所名	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]
阿仁変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
岩城亀田変電所	LT1	3.0	LT2	4.8	-	-
羽後増田変電所	LT1	10.4	LT2	10.7	-	-
羽川変電所	LT1	0.7	-	-	-	-
横手変電所	LT1	11.9	LT2	11.5	LT3	12.2
横堀変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
夏瀬発電所	FT1	0.2	-	-	-	-
花輪変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
角館変電所	LT1	12.5	LT2	13.3	-	-
樺山発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
刈和野変電所	LT1	7.2	LT2	3.2	-	-
岩瀬変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
牛島変電所	LT1	12.6	LT2	13.8	-	-
境変電所	LT1	5.3	LT2	5.7	-	-
郷内発電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
桂変電所	LT1	7.4	LT2	6.0	LT3	9.2
御所野変電所	LT1	8.4	LT2	11.5	-	-
向能代変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
広小路変電所	LT1	10.5	LT2	10.8	LT3	11.1
山王変電所	LT1	13.5	LT2	10.0	LT3	9.3
釈迦内変電所	LT1	5.0	LT2	7.9	LT3	11.9
手形変電所	LT1	14.8	LT2	11.9	LT3	13.2
小出発電所	FT1	0.0	-	-	-	-
小又川変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
松本変電所	LT1	4.3	LT2	5.2	-	-
沼館変電所	LT1	10.2	LT2	11.9	LT3	12.1
象潟変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
新屋変電所	LT1	8.0	LT2	2.8	-	-
新山変電所	LT1	8.4	LT2	6.3	-	-
森岳変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-

配電用変電所(2/3)

変電所名	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]
神代発電所	LT1	1.7	-	-	-	-
生保内発電所	LT1	4.8	-	-	-	-
西馬音内変電所	LT1	6.6	LT2	7.5	-	-
先達発電所	LT1	5.5	LT2	4.9	-	-
千畑変電所	LT1	5.6	LT2	6.1	-	-
川添変電所	LT1	6.2	LT2	4.1	-	-
船越変電所	LT1	1.1	LT2	4.6	LT3	2.0
船川変電所	LT1	4.2	LT2	2.6	-	-
大館変電所	LT1	6.0	LT2	5.5	-	-
大久保変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
大曲変電所	LT1	13.0	LT2	9.9	LT3	10.8
大川反変電所	LT1	8.2	LT2	10.8	-	-
鷹巣変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
滝ノ原発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
男鹿配電塔	LT1	6.3	-	-	-	-
鳥海川第一発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
土崎変電所	LT1	18.6	LT2	10.3	LT3	8.8
東成瀬変電所	LT1	3.9	-	-	-	-
湯瀬発電所	LT1	0.0	-	-	-	-
湯沢変電所	LT1	4.4	LT2	4.4	LT3	4.4
南河辺変電所	LT1	3.8	LT2	4.1	-	-
南通変電所	LT1	17.4	LT2	16.9	-	-
二ツ井変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
能代東変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
八橋変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
八森変電所	LT1	0.0	-	-	-	-
八郎潟変電所	LT1	5.8	LT2	10.4	-	-
飯島変電所	LT1	5.7	LT2	3.8	-	-
美入野変電所	LT1	9.0	LT2	9.3	-	-

配電用変電所(3/3)

変電所名	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]
平沢変電所	LT1	8.3	LT2	2.7	-	-
米内沢変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
大仙変電所	LT1	13.1	LT2	12.7	-	-
本荘変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	LT3	0.0
毛馬内変電所	LT1	0.0	LT2	0.0	-	-
由利変電所	LT1	4.2	-	-	-	-

変電所(1/1)

変電所名	電圧[kV]	空容量[MW]
気仙沼変電所	66	60.4
岩井崎変電所	66	0.2
津谷変電所	66	0.2
志津川変電所	66	0.2
松岩変電所	66	86.6
鹿折変電所	66	62.2

送電線(1/1)

線路No.	電圧[kV]	線路名	空容量[MW]
4D1A	66	本吉線	0.2
4D1B	66	津谷線	0.2
4D1C	66	東本線	0.2
4D2A	66	牧沢線	86.6
4D2B	66	松鹿線	62.2

配電用変電所(1/3)

変電所名	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]	バンク名	空容量[MW]
岩井崎変電所	LT1	0.2	-	-	-	-
志津川変電所	LT1	0.2	LT2	0.2	-	-
鹿折変電所	LT1	10.5	LT2	11.6	-	-
松岩変電所	LT1	11.7	LT2	7.5	LT3	11.8
津谷変電所	LT1	0.2	LT2	0.2	-	-